

平成 2 7 年 6 月 1 7 日 開 会

平成 2 7 年 6 月 1 8 日 閉 会

平 成 2 7 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 27 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 34 号

平成 27 年第 2 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 6 月 10 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 期 日 平成 27 年 6 月 17 日 (水)
- 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 27 年 6 月 17 日 (水曜日) 午前 9 時 25 分

閉 会 平成 27 年 6 月 18 日 (木曜日) 午後 2 時 14 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	6月17日	6月18日
1	大 川 新 也	○	○
2	坂 口 直 人	○	○
3	中 松 和 彦	○	○
4	松 下 智	○	○
5	谷 康 男	○	○
6	柴 田 初 子	○	○
7	藤 本 傳 夫	○	○
8	森 崇	○	○
9	安 井 信 之	○	○
10	秋 長 正 幸	○	○
11	鍋 谷 真 由 美	○	○
12	中 村 勝 利	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	森 口 久 士	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○
副 町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○	○
健康福祉部長	濱 田 茂	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○
社会教育課長	松 田 知 己	○	○
農林水産課長	近 藤 伸 一	○	○
商工観光課長	久 利 佳 秀	○	○
議会事務局長	谷 部 達 海	○	○
会 計 管 理 者	山 本 真 也	○	○
人権対策課長	丸 本 秀	○	○
内海病院事務長	岡 本 達 志	○	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○	○
オリーブ課長	清 水 一 彦	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○	○
高齢者福祉課長	堀 内 宏 美	○	○
介護サービス課長兼 介護老人保健施設事務長	川 崎 智 文	○	○
住 民 課 長	細 井 隆 昭	○	○
病院再編推進室長	森 一 生	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 谷 部 達 海

議事日程

別 紙 の と お り

平成27年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月17日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 8名
- 第5 報告第4号 平成26年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第6 報告第5号 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について)
(町長提出)
- 第7 議案第43号 専決処分の承認について
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第8 議案第44号 専決処分の承認について
(小豆島町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第9 議案第45号 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第10 議案第46号 小豆島町道路線の変更について
(町長提出)
- 第11 議案第47号 池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約について
(町長提出)
- 第12 議案第48号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
(町長提出)
- 第13 議案第49号 平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）
(町長提出)

- 第 14 発議第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について (議員提出)
- 第 15 請願第 1 号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願

開会 午前9時25分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

本日は何かとご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月10日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では繰越明許費繰越計算書の報告1件、専決処分の報告1件及び承認2件、条例改正案件1件、契約案件1件、補正予算の審議1件、その他案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） 次に、既に議員各位もご承知のことと存じますが、去る4月1日付で町の人事異動があり部長級、課長級などの一部がかわっておりますので、異動のあった職員のみご挨拶をお願いいたします。教育部長兼学校教育課長。

○教育部長兼学校教育課長（坂東民哉君） 4月1日付の人事異動で教育部長兼学校教育課長を拝命いたしました坂東でございます。教育委員会が目指しております幼稚園、保育所から小学校、中学校、高校までを通した一貫した教育の推進、社会教育の活性化に全力で取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 健康福祉部長です。4月より健康福祉部長を拝命しました濱田と申します。平成27年度は小豆島町中央病院の開院に向けた取り組み、あわせて内海病院の跡地利用計画の策定具体化、そのほか交通弱者の通院を地域で支援する取り組みなど、多くの課題が山積しております。各課で連携してしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 参事。

○参事（大川昭彦君） 失礼します。4月1日付で参事を拝命いたしました大川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。主に秘書用務を担当いたしております。政策実現のため、各課の連絡調整、連携に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 4月1日付で商工観光課長を拝命いたしました久利でございます。来年の瀬戸芸2016年に向けまして受け入れ態勢の準備等、商工観光課のほうでも観光協会等と協力しながらやっていきたいと思っておりますので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（清水一彦君） 失礼いたします。4月1日付でオリーブ課長を拝命しました清水でございます。オンリーワンからトップワンへと新たな戦略づくりとして取り組んでおりますオリーブトップワンプロジェクトの2期目の中間年を迎えておりますが、い

ま一度原点に立ち返り、前任者の成果に甘んずることなくオリーブの振興に努めてまいり所存でございますので、皆様方のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 4月1日付で高齢者福祉課長を拝命いたしました堀内です。どうぞよろしくお願いいたします。高齢者の方ができるだけ元気で健康に地域で活動できますよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 会計管理者。

○会計管理者（山本真也君） 4月1日付にて会計管理者を拝命いたしました山本でございます。正確かつ迅速な会計事務を進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、前商工観光課長のときは大変お世話になりました。そのときと変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） 4月1日付で住民課長を拝命しました細井です。よろしくお願いいたします。住民課長とあわせまして池田窓口センターのセンター長、また三都、坂手、橘、福田の出張所の所長も拝命しております。ご存じのとおり、全て住民と直接接することの多い窓口業務が主な業務となっております。住民の皆様にはスムーズかつ的確な業務を遂行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 介護サービス課長兼老健事務長。

○介護サービス課長兼老健事務長（川崎智文君） 介護サービス課長兼老健事務長を拝命いたしました川崎といいます。老健そのものにつきましては病院跡地の移転等いろいろとした問題があります。私自身につきましても的確な説明をする能力に欠けるなど至らぬところが多々あると思っておりますが、全身全霊頑張りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 議会事務局長。

○議会事務局長（谷部達海君） このたび議会事務局長を拝命いたしました谷部達海でございます。議会運営が円滑に行われますよう努力してまいりますので、議員各位におかれましては今後ともご指導、ご鞭撻賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月21日以降6月10日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査執行状況報告書3件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、2番坂口直人議員、3番中松和彦議員を指名しますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日とあす18日とし、会期は本日とあすの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日とあすの2日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告について

○議長（森口久士君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いいたします。

庁舎問題特別委員会から報告を求めます。大川委員長。

○庁舎問題特別委員長（大川新也君） 平成27年6月17日。小豆島町議会議長森口久士殿。庁舎問題特別委員会委員長大川新也。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。内海病院跡地利用について。

2. 調査の経過。平成27年5月8日、委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。役場庁舎問題について、執行部からこれまでの審議経過と状況の変化について説明を受けた後、出席委員から意見を求め、次のとおり委員会として内海病院跡地利用について執行部提案に賛同した。

(1)内海病院跡地利用の調査及び今後の跡地利用に係る業務スケジュール。以上、報告いたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答で行います。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承ください。9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思っております。

まず最初に、障害者施策の向上を。

新たな障害者福祉計画が始まります。小豆島の課題として重度障害者への対応が考えら

れます。以前に比べて障害者施策が変わっていきようとしていますが、重度障害者への対応はまだまだこれからだと考えます。病院再編を行っている今が変換の絶好の時期になるのではないかと考えます。

そこで、障害者施策のこれからについて、町長のお考えを伺います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 障害者福祉施策についてのご質問を受けました。

ご質問にありました小豆島町の障害者福祉施策につきましては、小豆島町だけでなく島全体で考えましても十分な状況ではないと認識をしております。他の先進的な市町村に比べて率直に言って遅れていると考えています。

ではありますけれども、一步一步前進はしていると思います。二面にグループホームもできましたし、今年から新たな障害者福祉計画が始まりますので、これから一步一步前進していけるのではないかと考えております。

例えば、今度坂手に遊児老館の跡地というか、現在使われてる遊児老館の周辺のところが高齢者の小規模多機能施設の整備が始まりますけれども、あわせて遊児老館を活用して障害者と地元の皆さん、アーティストとの交流といった事業にも着手します。

それから、まだ具体化してませんが、これから順次障害者の施設の整備、中核となる施設の整備をしていかなければいけないと考えております。一步一步前進して、時間はかかりますけれども前進していけると考えております。

ご質問にありました重度の障害者の施策については、障害の種別によって随分違うんですけども、とりわけ医療的ケアが必要な障害者の対策というのが喫緊の課題ではないかと思っておりますけれども、ご質問にありましたように新しい病院ができますので新しい病院をどう生かすかは、ご質問のとおり絶好のチャンスだと思っておりますので、新しい院長先生ともよく相談し、新しい病院が障害者福祉にも貢献できるよう、これから努力をしたいと思っております。

個別具体的な話については担当課長がご説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長からご説明いたしましたとおり、障害者福祉施策につきましては今後3年間のうちに特に重点的に取り組むべき点が2点ございます。

まず1点目は、障害者の居場所の提供、社会参加を目指して障害の有無にかかわらず子供から大人、高齢者、全ての人々が気軽に交流できる多世代交流の場を整備することです。これにつきましては、既に坂手の遊児老館を活用しての事業計画が進んでおります。

2点目は、障害者生活支援拠点施設の整備です。この支援拠点施設は障害者のさまざまな相談に応じ、ひとり暮らしなどの体験ができたり、また緊急時の受け入れや地域の体制づくりなどの機能を担うことができるグループホームや入所施設をいいます。

現在の小豆島は障害者、特に知的障害の方に対する施策が十分ではありません。島内に入所施設はなく、グループホームも昨年1カ所オープンしたところですので、何人もの方が島外施設での生活を余儀なくされております。住みなれた地域で家族、地域の人たちと一緒に安心して自分らしく暮らせるためにはその生活をバックアップできる拠点施設が必ず必要です。これにつきましては、先進地視察などを行い、小豆圏域障害者自立支援協議会での意見交換を実施しながら、施設整備の具体案を提示していきたいと考えております。

さて、議員がおっしゃる重度障害者の方々は、重度の肢体不自由や知的障害が重複していたり、手足の変形や硬縮、筋緊張を呈する方も多く、また自力で起き上がれない、移動や排せつ、食事の際に支援が必要で、コミュニケーションが困難な状況にある方もいらっしゃいます。その上、肺炎や気管支炎を起こしやすく、痰の吸引が必要になったり健康が脅かされている状況にある方も多いようです。

小豆島町ではこのような状態にあり、介護保険サービスの利用の適応とならない65歳未満の方は現在28名いらっしゃいますが、そのうち13名は島外の医療機関や施設に入院、

入所しているのが現状でございます。

また、このような重度の心身障害者をお世話されている家族の方々のご苦労は、私たちの想像以上のものがあると思われまゝです。介護疲れや急な用事で日ごろのお世話が困難になったとき、短期入所というサービスを利用することができますが、重度の心身障害者で医療的なケアを常時要する場合は福祉施設ではなく医療機関での受け入れが必要となります。

しかし、そのためのベッドを常に準備し、受け入れ可能な体制が整えられている医療機関は現在、島内にはございません。香川県下でもかがわ総合リハビリテーションセンター1カ所のみとなっております。

来年4月開院予定の小豆島中央病院では、医療的ケアの必要な重度の心身障害児に対する在宅生活支援のサービスを提供していただけるよう、今後企業団とも協議しながら体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） どんな施策も最初に試みというか、やる気を持ってやらなかったらそれは成就していかないと思います。後からつけていくというふうなことではなく、最初にそういう目標に向かっていくという施策が大変重要かと思ひます。

その辺、企業団のほうとも調整をしてやっていきたいと思ひますが、その辺また企業団での議会でそういうことも言わないといけないのかなというふうなこともあります、どんなんですか、その辺。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 安井議員のご指摘はもつともだと思ひます。先ほど楠課長の答弁のとおり、事務局一丸となつて心に決めて取り組んでまいりたいと思ひますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 障害者福祉的な部分になると、やっぱり財政的な面でしわ寄せが来るいうんはわかり切つておることかと思ひます。その部分で、公のところやからできるというサービスを構築していく必要性はあるのではないかなと思ひますので、町長としての考え方として今度の病院は島の将来を担う病院になつてくると思ひますので、その辺の考え方というんはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員のおっしゃるとおりでありまして、新しい病院は高齢者のみならず障害者の医療とケアにも対応できる病院であつてほしいと思つております。

障害者福祉は国の制度的にも財政支援とかいろんなシステムがかなりでき上がつておりますので、そういう国の制度もフルに活用して対応していきたいと思つております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 運営の中で、私がその、障害者の保護者の方から伺つたのは、前もつて2カ月前に予定を言わないといけないと。急にいうふうになるとなかなか受け入れてもらえないというふうなこともありますので、その辺も考慮に入れた対応を考えていただきたいと思ひます。その辺は企業団ともきちんと話し合いを持ってもらいたいと思ひますが、それはできますか。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 今後、企業団のほうとも十分連絡をとり合ひましてそのように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 続きまして、リフォーム助成についての質問に行きます。

現在、町内では新病院、新高校など大規模な建設工事が進められていますが、これは大手企業や島内の大手によるJVが請け負つており、零細な建築業者は非常に厳しい経営状況にあると聞いております。

ことしの2月に大川議員と私がそれぞれ建設労働組合とともに町長に対して住宅リフォ

ーム助成制度の創設に関する陳情を行いました。その際、前向きに検討をする旨の回答をいただいたと思いますが、その後の状況、これからどういうふうにしていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 住宅リフォーム助成制度についてのご質問をいただきました。

住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、ご質問にありましたように、今年の2月10日に香川県建設労働組合内海支部より、また2月25日には池田支部からも制度創設に関する陳情をいただいたところでございます。

住宅リフォーム助成制度については、県内でも3市1町で導入されており、制度をきっかけとして住環境の改善が進んだり、地域内の建築業者の育成、支援、また商品券での助成を導入している2市については、地域内の商工業全体の活性化にもつながっていると伺っております。こうしたことから、陳情をいただきました際に前向きに取り組む旨、回答をしたところでございます。

その後、来年度からの導入を目指して準備するよう担当課に指示をしたところでございます。商工会で現在プレミアム商品券事業終了後の新たな商品券事業ということも検討していただいておりますので、地域経済の循環効果や地元商店の育成という観点から、先ほど申し上げました商工会と連携しまして制度の内容を詰めていきたいと考えております。

制度の概要が固まりましたら総務建設常任委員会などで議員各位のご意見も伺って、よりよい制度導入に向けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） アベノミクスの影響が地方にというふうなことで、なかなか地方にはおいてこないというふうなことがありますので、やっぱり行政としてもその辺を力を入れてもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（森口久士君） 5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私のほうからはごみの処分方法について質問させていただきます。

旧池田地区と旧内海地区のごみの最終処分場の期限が近づいておると思いますが、次期処分地の選定も行われていると思いますが、処分地を検討することと並行して不燃ごみの処分方法も検討するべきではないか。

私の調べた範囲では、高松市西部クリーンセンターでは不燃ごみを破砕、選別した後に最終処分場に埋立処理をしております。破砕したごみを可燃物、鉄類、アルミニウム、プラスチック類、不燃物の5種類に選別した場合の割合については、平成24年度の実績ではありますが、トンベースです、トンベースで可燃物が58%、鉄類が約11%、アルミニウムが1%、プラスチック類10%で、不燃物が18%となっております。可燃物は焼却、鉄とアルミ類はリサイクル業者に売却するというので、実際に埋立処分を行う割合は収集ごみ全体の28から30%であると聞いております。これは重量ベースですので容積ベースになるとそれ以下ではないかと思えます。

今後、最終処分場用地の選定に当たっては処理方法も検討するべきではないかと思えます。質問は以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ごみ処理についてのご質問をいただきました。

小豆島町が設置しております2つの埋立処分施設のうち、吉野地区埋立処分場は平成28年度末をもってごみの搬入を停止することとしております。これまでの間、地元の皆様のご協力にこの場をかりても感謝を申し上げたいと思えます。

また、平成29年度からは吉野の埋立処分場のごみの搬入が停止されますことから、小豆島町全域の廃棄物を坂手の先にある徳本地区埋立処分場で受け入れることとなりますが、

現在のごみの排出量の推計では平成 32 年度中には計画容量に達することが見込まれております。したがって、次期最終処分場の場所の選定が急がれていると認識をしております。

この最終処分場につきましては、小豆島町にとっても大きな課題でありますけれども、土庄町を含めて小豆島全体でどうするかを考えるべき課題であると思っておりますし、香川県全体の中で今後どういう処分場をつくっていくかという問題でもありますので、現在土庄町、香川県とも相談をしながら、どのような形で次の最終処分場をつくり、運営をしていくかを議論をしているところでございます。

小豆島町のごみの搬出量は県内でも多い状況にあります。先般の大型ごみの戸別方式の導入など減量化に取り組んでいるところでありますけれども、議員の提案にもあったごみの破碎、選別処理、中間処理というのも重要なテーマだと考えておるところでございます。

詳細は担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、次期処分場の選定につきましては、先ほど町長の発言にもありましたように、設置方法等についての議論を進める中、小豆島町行政区域全域の規制区域の確認、あるいはその地形、集落などの所在状況を確認しまして、現在数カ所の候補地を選定し検討作業を進めております。

次に、議員のご質問にありましたごみの破碎、選別処理を行う施設につきましては一般には中間処理施設と呼ばれておまして、ごみの再資源化を促進し、これまで埋立処分せざるを得ないごみの減量化などが期待される施設でございます。

小豆島町では、不燃ごみとして収集されたごみにつきましては、ほぼ全てが埋立処分されておる状況にありますことから、中間処理施設の設置により埋立処分施設の大幅な延命効果が期待されるものではないかと考えるところであります。本課におきましても中間処理施設に関する研究に着手したところでございます。

具体的には選別処理の結果、多くのごみが可燃ごみと再資源化につながる有価物に選別される見込みでございますので、小豆島クリーンセンターあるいは小豆島リサイクルセンターとの連携が極めて重要な課題になると考えております。

したがって、中間処理施設のスケールメリットなど、そういった観点からも土庄町、小豆地区広域行政事務組合との連携を含めた検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） ぜひ、それを検討していただきたいと思いますが、1つ質問いか確認なんですけども、徳本処分場で平成 32 年度中ということなんですけども、選定する場所が決まった場合、実際にそれが着工できるまで、それから完成できるまで大体どのぐらいの年数を要するか、そのあたりをちょっと確認したいんですけど。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） おおむね最終処分場の整備のスケジュールとしまして、計画策定、こういったものにおおむね1カ年を考えております。それから、影響調査、基本設計、環境アセスメント、そういったものの現地調査、環境調査あるいは基本設計につきましておおむね1年、実施設計におおむね1年、建設工事におおむね2年間を考えておまして、5カ年程度の建設期間が必要になってくるのではないかと考えております。

ただ、これにつきましてはアセスメントの調査等につきましては他の業務と並行してすることが可能ですので、若干の計画期間の短縮、事業期間の短縮というのは考慮できると思います。マックスで5年ぐらいということをご想定して考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） マックスで5年ということですが、結局もう今からやらないと間に合わない。ですから、処理方法も早急に検討して、多大な費用が発生するかもわかりませんが、処分場の規模と、それと破碎施設なり中間処理にかかる投資額、そこらもい

ろいろと検討していただいて、早急にやらないとこれ間に合わないと思いますので、そのあたり土庄町ともよく相談してやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私からは3問質問いたします。

最初に、地方創生政策の取り組みについてでございます。

政府は今、全国で地方創生と名を打った政策を進めています。誰も反対のしようがない政策ですが、こうした政策を打ち出すことになった原因について、町はどんな分析をしているのかお聞きします。

半世紀前ほどの写真を見ると、この小豆島も山の上まで段々畑があります。農業が盛んだった時代とはいえ、現在の小豆島とは違い過ぎます。地元の農業生産が旺盛で、どこにも田んぼや畑の景色が目に入っていました。

食料安保の面からも正常に近い状態だったと思います。町並みも商店が並んで繁栄していた時代、バス停ごとに商店があり、お年寄りや子供は買い物をするのにも便利でした。今は見る影もないと言っても過言ではありません。

規制緩和で小豆島も大型スーパーの進出が進み、地元商店がほとんど閉店して非常に不便でございます。関係者が当時、署名運動をされていたことを忘れません。いかんともしがたいこの状況ですが、原因をどう分析しておられるのか。昔のことは言うなというんで済まされない状態だと思えます。

少子・高齢化が進み、買い物難民、交通難民が一般的になっています。もとを絶たなきやだめという言葉がありますが、今の現実を歯どめするにはこうなった原因分析こそポイントだと私は思います。

当時の本に、酒屋さんが酒類の酒販売を独占してるといふ本がありました。びっくりしました。どんどん規制を緩和して自由化が進みました。酒屋さんは自分の店の仕入れよりスーパーのほうが安く売っていると実態を言われておりました。当時、酒屋さんに丸金醤油を御していたことを聞き、お互いに地域を支え合っていたことがわかりました。

しかし、巨大企業は今よりもっと手を広げようと日本の隅々にまで行き渡り、今は外国企業の進出もあります。もうからなくなると撤退しますので、食い潰されて放置されます。

言い過ぎかもしれませんが、私たちの地方はグローバルな大企業の食べ物にされたのだと思います。安いものに群がる消費者の私たちにも大きな責任がありますが、百年の計という言葉もあります。高度成長期じゃないから今は仕方がないで済まされないというふうに思います。

農業を初め、産業も商業も活性化させるためには衣食住こそ大切だというふうに思います。私はうまい話はないと思いますし、他人事でもないとも思っています。山や畑、産業、商業の発展のためには小豆島の改善ばかり言うなというくらいこうなった原因分析をする必要があると思えます。

今、小豆島は病院、学校、航路の確保、福祉政策など驚異的に必要な政策が打ち出され、実行され、その方向性は正しいと思います。内海ダムの完成という悲願も達成し、足場は固まりつつあると思えます。

故坂下前町長の時代にも、住んでよく訪ねてよい町とよく言われましたが、国策である規制緩和をとめられなくてこの状態が生まれたのだというふうに思います。TPP問題を見ても、このままだと世界を股にかけるグローバル企業の自由がさらに保障、拡大され、地球の裏側の農産物や生産物が行き渡ると思えます。地産地消こそ自然の姿だというふうに私は思います。

農業のことを多面的機能があると捉えていたことに感激したのを覚えております。山を守り、水を管理し、目に優しい農業は、この町を守るために必要不可欠だと思えます。

そして、地元の商店を大切に作る具体的な呼びかけを強めていかないとっとひどい状態になると思います。消費者の私たちに何が大切で何が小豆島を救うのか、広報や地方巡業的な出前事業を強めていただきたいと思っています。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から地方創生についてのご質問がありました。今、森議員が質問の中で言われた考え方については私も思いを共通にしているところでございます。

地方創生は小豆島のような地方のみならず東京のような大都市圏にとっても必要不可欠であろうと思っております。これまでは地方から都会へということも多く、多くの若者が都会に向かい、都会で機能が集中し、世界へ進出するという、パイを大きくすることができて、そのパイを地方交付税とか社会保障という形で分配することで地方も都会も両方がうまくいくというスキームだったと思いますけれども、それが限界に達して、今のスキームでは東京も地方もだめになっていくという、そういう大きな時代の転換点が出てきているということではないかと思っております。

したがって、今までの政策のスキームでは地方創生はできませんし、東京もいずれ行き詰まるということになっているのではないかと思います。もう一度地方から元気になるという形に戻るしかないと思っております。

その際にどういうことをすればいいか私自身も模索をしていますので、今現在でこうこうだというのはございませぬが、議員がおっしゃったように農業をもう一度再生すること、あるいは地元の商店街が元気になるような施策を講じるということに尽きるのではないかと思います。

農業をどうしたら元気になるかも今のところ残念ながらいい知恵はないんですけれども、例えば中山の農村歌舞伎を守るにしてもどうすればそれが守れるのか、あるいは安田の古郷地区で有機農業に頑張っておられますけれども、そういうものを応援するにはどうしたらいいか、なかなかいい知恵がございませぬ。ではありますけれども、私のこれまでの経験を生かして全力で地方創生に取り組んでまいりたいと思っております。抽象的ではありますが、以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 今答弁がございましたけど、私たちは体を悪くするとお医者さんが処方箋を書いてくれると思います。胃が悪い人、心臓が悪い人、糖尿の人、それぞれ方法が違うと思います。それは当然だというふうに思います。

ですから、この小豆島を本気の本気でよくしようと思ったらいろんな問題提起を町のほうからしていただいて、僕ら地域に住んでいる者もをれに一丸となってやっていると。例えば今病院をやってる、本当にしっかりしなくてはならないというふうに思います。

ただ、この池田町へ行きますと山の上まで畑があります。これはやっぱり当時の農業者の方たちが随分頑張ったというふうに思います。これはこれで支援を強めると。僕たち、旧内海町なんかのときは、商業が物すごい盛んでした。これを何とかしてあげないといけないと思いますけど、私がずっと思ってることは地方に店を出そう思ってもお金が足りないんです。ですから、これは僕の提案ですけど、冷蔵庫を町が貸し与えて冷蔵庫分だけのものをその地域で谷ごとにお店をつくるという方法もあるんじゃないかというふうに前から思ってるんですけど、その辺どんなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 森議員さんのご提案で冷蔵庫を貸して谷ごとに商店をとったようなお話ですけど、これについてはちょっと研究させていただきたいと思っております。おっしゃるとおり、山の上まで畑があった豊かな農業の時代は非常に小豆島も輝いていたと思います。これから農業の復権あるいは商業の復権、このあたりを目指して町としての取り組みの中で町としての考え方をお示ししたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番(森 崇君) きょうの農業新聞にこんなことが載っています。岩盤規制改革の中に医療、雇用、農業など社会共通資本を名指しして風穴をあけていく手法はかえって現場の混乱を招き地方創生に逆行しかねないというふうにあります。何が正しいかっていうのは非常に難しいんですけど、僕たちにも大いに責任があるんですけど、やっぱり小さな政策ではもうおっつかないような状態がもう既につくられているというふうに思っています。

ですから、町長と僕たちが、町がリードしていただいてよい施策というのを一緒につくっていくということが必要だというふうに思います。町長の決意を聞きたいと、もうそれでいいんですけど。

○議長(森口久士君) 町長。

○町長(塩田幸雄君) 全力で頑張っていくつもりですので、よろしくお願いします。

○議長(森口久士君) 森議員。

○8番(森 崇君) 次に、2番目に入ります。航路についてでございます。

自民党の細田衆議院議員が航路や航空路も道路でしょう。一般財源化した道路財源を航路に補助すべきだ。当時の冬柴大臣に質問したのを忘れられません。私は約50年前、故川崎県議から船は道だぞと教えられたんですが、高度成長期であり関心を持ちませんでした。

しかし、平成12年ジェットラインが運休し困り果てて署名をしました。平成18年、署名用紙を新聞折り込みするという荒っぽいことをしましたが、当時の3町長の理解もいただき、人が配置されている18の公民館に署名簿の箱を置いてわずか12日間で1万5,447名の署名が集まりました。最終的には高松の人の協力もあり2万人を超えました。2006年4月の、9年前のチラシでございます。当時の新聞折り込みを持ってきましたのでご覧になっていただきたいと思います。署名は今でも私は日本一の署名だったというふうに思います。島民の方の協力と、当時の切実さがあったというふうに思います。

約90年前には沖縄近くの十島村に石碑が建っています、汽船もまた道路なりと書かれています。今、瀬戸大橋は3本できていますが、島国の航路の経営はいまだに四苦八苦しています。海の復権を主眼とした瀬戸内芸術祭、高く評価できますが、航路なくして島国の発展はないと思います。

町長になられてすぐ幅広く呼びかけられ、首長も参加された集会在途絶えたように見えますがどうなっているのでしょうか。島があるおかげで排他的経済水域の広さを入れると世界で6番目の広さを誇ると聞いています。国がもっと島に目を向け財源を使うのは当然だというふうに思います。町長の決意と政府の姿勢をどう捉えておられるかお聞きします。

○議長(森口久士君) 町長。

○町長(塩田幸雄君) 航路も道路という森議員の考え方については私も全く賛同するものでございます。町長に就任してすぐの平成22年に、ご質問にあったような瀬戸内海の復権意見交換会を行いまして19の市町に集まっていただきまして共同宣言を採択し要望書を関係省庁に提出をしたところでございます。

その翌年に神戸と小豆島間のジャンボフェリーが就航していただいたということでありまして、またその後、瀬戸芸が行われ航路の重要性ということが広く皆さん方に理解をしていただけたようになったのではないかと考えております。

平成22年に行ったような意見交換会というのをまたやりたいと思いますけれども、それをやるにはものすごいエネルギーが必要であります。なかなか2回目が行われていませんが、いつか必ず行ってみたいと思っております。

実は、国土交通省がこれと同じような海のネットワークの自治体の協議会っていうのを毎年持っていただいておりますので、航路は道路という考え方は関係者の中に少しずつ定着してきていると思っております。

それから、先週も私国土交通省に参りまして海事局長さんとか海事局の内航航路課長さん、あるいは港湾局の課長さんたちと航路の重要性について意見交換をしてまいりました。思いは国土交通省の皆さんも同じであります。また、国会の先生とも一部意見交換をして

おりまして、小豆島、瀬戸内海の航路を守っていかなければいけないということについては十分理解をいただいていると思っております。

幸い、阪神航路も維持されておりますが、いずれ新しい船の建造をしてもらわなければいけない時期も近づいていると思いますので、全力でこの問題には引き続き取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） ここに四国新聞、2000年1月17日のがございます。このジェットフォイルが途絶えるときのことでございます。土庄町長の岡田さんだったと思うんですけど、21世紀の小豆島の生き残りを考えるに等しい重要な問題だと。結果的にジェットフォイルは止まりましたけど、例えば国道等ついて、ふだん見てる国道。しかし、僕たち思うのは道というのは高速道路があって、国道があって、県道があって、町道があって、里道がございます。ですから、小豆島は航路がなかったら発展できないと。だから、島国というのはやっぱり航路が道路なんだということでご苦労ですけど、押してもらいたいというふうに思います。僕たちの希望というのは意外とできる可能性がいっぱいあるのに他人任せで放置してたりというような反省がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ボランティアのまちづくりについてでございます。

小豆島の活性化を願っている方は本当に多いと思ひます。ボランティアグループの方から観光客が増えると人が足りない。町の職員や関係する企業の方の協力も必要だという声が上がっています。強制はできませんが、観光客の増加や傾向、いろんなことをやってほしいという傾向が変化してきている。それに対応できるボランティアの数を考えるとき、町の職員の方の協力がなければ好印象やリピーターの定着は難しいと思ひています。ボランティア的もてなしが必要に思ひますので、町の考え方をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島にとって観光はとっても重要な役割を果たしていると思ひます。その中で、民間の皆さんが中心になって小豆島観光ボランティアガイドクラブというのを結成してオリーブ公園とか映画村で紙芝居などのボランティアガイドもしていただひているところであります。この場をかりて感謝申し上げたいと思ひます。とても観光客の方から高く評価されているのもそのとおりで、これからもそういうものが広がっていくことを期待しております。

しかしながら一方で、もうこれはある方から言われたんですが、小豆島はガイドが十分でない。というのは森議員のご指摘のようにアピール度が弱いんだと思ひます。ほかの観光地に行くとはっぴを着たり、本当に目立つような形でボランティアガイドの方が活躍をしておりますが、それに比べると小豆島の場合とはとても地味なところがあるのではないかと思ひしております。

ご指摘のように民間の方だけじゃなくて町の職員の方にはいっぱい頑張ってもらっておりますが、たまにはアピール、見えるようにするということがとても大切であると思ひておりますので、ご質問のご提案も参考にしてちょっと庁内で検討させていただきたいと思ひます。

（8番森 崇君「これで終わります。ありがとうございます。ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは3つ質問いたしたいと思ひます。

まず、最初の質問ですけども、外国人を対象にした医療ツーリズムについて質問したいと思ひます。

現在、医療ツーリズムは約 50 カ国で実施されており、医療ツーリストの渡航目的は最先端の医療技術、よりよい品質の医療を求めて渡航しています。来年の 4 月から小豆島中央病院が開院します。そこで、この新しい病院で外国人を対象にした医療ツーリズムに取り組んでみてはいかがでしょうか。

ここ数年、全国各地でこのような取り組みが行われています。例えば、栃木県の鬼怒川温泉は医科大学が中心となり温泉との連携をとって人間ドック受診を希望する外国人観光客の受け入れ態勢の整備に取り組んでいるとのこと。特に、中国の富裕層を対象に温泉と医療を組み合わせたツアーを開発し取り組んでいます。

小豆島町もこのような例のように、小豆島の特性を生かして医療と観光を融合させていくことは島民の医療を守り、病院の経営を維持していくことにつながるのではないかと考えますが、町として考えは如何ですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員から外国人を対象にした医療ツーリズムについてご提案をいただきました。とてもおもしろいというか、効果的ないい提案だろうと思っています。

ということではありますが、まずは新しい病院が地域に寄り添う病院として島民の皆さんに親しまれ、信頼される病院になるというのがまず第一であろうと思っています。その上で外国人の方の医療ツーリズムに対応できるかという次のステップで考えるべきものだと思います。

が、内海病院が戦後間もない昭和 20 年代の中ごろに開設されたんですけれども、そのときの初代の院長は頓宮先生といまして、欧米出身で東京大学の医学部を出て上海で国際的な病院をした方がふるさとに帰って内海病院の院長になったんですけれども、頓宮先生が内海病院の開所式で、この病院は世界から患者さんが来るような病院を目指すということを昭和 20 年代にこう言われていると聞いております。新しい小豆島中央病院も頓宮先生に負けない気持ちで世界から患者さんが来れるような病院を目指すべきものと考えております。

○議長（森口久士君） 病院再編推進室長。

○病院再編推進室長（森 一生君） 初めに、ご質問にありました栃木県の日光医療センターの取り組みについて、その内容を調べさせていただきましたのでご報告させていただきますと思います。

ここでは、開院の翌年、平成 19 年 1 月から地域への社会的貢献と保健医療の向上への貢献を目的といたしまして、鬼怒川温泉のホテル利用の人間ドックを始めております。その内容としては、日ごろの仕事を忘れさせてリラックスできるプランということで、ドック初日の夜は温泉ホテルでゆっくりと、温泉と食事が楽しめるようにしております。初日で採血、採尿、また胃の内視鏡検査などを行っております。2 日目に身体測定や視力検査などのメニューを行っているそうです。

現在はこの人間ドックに地域の、先ほどご質問ありましたように地域外で外国人観光客の受け入れシステムを関連させておまして、人間ドックと観光をパッケージ化したプランを主に中国語圏の富裕層をターゲットに PR をしているそうです。

来春に開院予定の小豆島中央病院でもその基本計画において島民の疾病予防、健康増進に資するため、健診部門では一日ドック、事業所健診、特定健診、一般健診、乳児健診などを実施することとしております。

現在は、今開院に向けまして医師、看護師、薬剤師などのスタッフの確保に取り組んでいるところでありまして、現実的な運営、例えば人間ドックとかの実施頻度、実施時間、受け入れ人数などこれから詳細を詰めていくこととなっております。

議員のご提案につきましては小豆島中央病院企業団にもお伝えさせていただきました、今後の取り組みの参考とさせていただきます。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2 番（坂口直人君） これぜひ前向きに検討していただきたいと思います。人間ドック

を観光シーズンのオフにやっただくことで、また小豆島のホテルも宿泊客はできますし、そういった面でも経済的にもうまく回っていくと思うんです。これはぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2つ目の質問ですけど、地場産業競争強化物流支援事業について質問したいと思います。

地場産業競争強化物流支援事業について、離島活性化交付金を活用した海上輸送費の補助を1年間で5千万円を3年間行うということですが、どういった基準で小豆島町内のどれくらいの企業に対して補助を行っているのか。産業の経営安定、雇用拡大ということが目的で補助を行っているわけですが、実際にどれくらいの成果が上がっているのかお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 離島活性化交付金を活用した海上輸送費の補助に関するご質問をいただきましたが、この交付金は小豆島が離島指定を受けたことによって国の離島活性化交付金の活用が可能となったことで、国の基幹産業である約1,000人の雇用のある醤油、佃煮産業の市場での競争力強化を目的として平成26年度からの3年間の期間限定の事業として制度化をしたものでございます。

事業の概要あるいは効果については後ほど担当室長から詳しく答弁をいたしますが、醤油と佃煮を戦略産品と指定をし、各社がつくった商品の島外移出に係る海上輸送費部分を助成し、事業者の負担を軽減することで島のハンディキャップを克服し、企業の競争力を強化して地場産業の振興、そして雇用機会の創出を図るということを目的として行うものでございます。

詳細に担当室長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 産業支援室長。

○産業支援室長（城博史君） 坂口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは補助制度のスキームと平成26年度の実績についてお答えをさせていただきます。

補助対象額につきましては、戦略産品の出荷重量に対してキロ当たり単価を乗じて算出することとしております。四国方面に向けた高松航路につきましてはキロ当たり1.37円。それから、高松以外の本州航路についてはキロ当たり1.78円という単価を一つの基準として算出をしております。

この基準につきましては、高松航路、本州航路、それぞれ12メートル未満のフェリー航送料を基準としておりますが、10トン車で満載した場合の1キロ当たりの単価ということで基準として設けております。

それから、26年度の海上輸送費の補助につきましては、醤油10社、佃煮15社、合計25社に対しまして総額約4,300万円の補助を行ったところでございます。また、この事業は坂口議員のおっしゃるとおり、産業の経営安定、それから雇用の拡大を目的とするものでございますが、信用保証会社、それから私どもの町の産業支援室の担当職員による企業訪問等の聞き取りの調査によりますと、円安の影響によりまして国内の醤油、佃煮市場とこれほぼ同様なんですけれども、売り上げ、雇用ともに対前年比で横ばい、または若干緩やかな減少傾向にあるというのが現状でございます。

この事業によりまして、町の基幹産業が元気になってくれば、税収はもとより運送業やフェリーなどの運輸関係、それから資材や燃料を扱う事業者等にもその波及効果というものが及ぶものでございますが、補助制度導入1年目ということもございまして、まだまだ目に見える成果と言えるものはございませんけれども、町といたしましてはこの補助金を活用をしてみずから各企業が経営改善を模索してほしいと考えておるところでございます。

なお、今後とも町と企業が一緒になって地域を元気にするため頑張ってもらいたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 小豆島町で聞き取り調査というのは独自にやっているのか。雇用拡大ということが目的なんですけども、実際に具体的な数字は小豆島町が補助した企業がどれぐらいの数字、わかりますか。どれぐらい増えてる、どれぐらい減っているのかっていう。

○議長（森口久士君） 産業支援室長。

○産業支援室長（城 博史君） 現在の最新 26 年度末の雇用等は把握できておりませんが、醤油で出荷額、25 年度のこれデータになりますけれども 190 億円。雇用者数にして 350 人。佃煮産業のほうで出荷額が約 110 億円で、雇用者は約 700 人という状況でございます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） いや、前年度と比べてどれぐらい増えたかという数字が見えてこないんですけども。

○議長（森口久士君） 産業支援室長。

○産業支援室長（城 博史君） さっきのご質問の聞き取り調査等については企業訪問等、町独自に行っておる取り組みでございます。個々の企業ごとの業績等につきましては全体を網羅して答弁で申し上げましたが、ほぼ横ばい。中には経営改善に取り組んでおります企業が数社ございまして、そういった企業については雇用者数についても若干減っております。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ぜひ、もっと踏み込んだ調査をしていただきたいと思います。5 千万円、こればらまいただけでは実際どのような効果が出ているかもちょっとわからないので、その辺はしっかり調査して、町独自でしてほしいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

3 番目の質問ですけども、地方創生の進め方について質問します。

まち・ひと・しごと創生法が平成 26 年 11 月 28 日に公布され、現在全国の自治体で地方創生に向けた取り組みが進められています。小豆島町では地方創生に向けてどのような考えで進めていくのかお尋ねします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 地方創生の取り組みについてのご質問をいただきました。

地方創生については小豆島町、小豆島に限らず待ったなしの大きな課題であると認識をしております。それぞれの市町村で地方創生のプランをつくるということになっておりまして、小豆島町におきましても 7 月から小豆島町創生に向けた総合戦略の策定に取り組むたいと思っております。

国によりますと、9 月中にその計画を出した自治体についてはその内容がいいものについては追加の補助金を出すと、3 千万円から 5 千万円という額にとどまりますけれども、とても小豆島にとっては大きなものでありますので、国が 9 月までにまとめるようにということでありますので、7 月から計画づくりに取り組みまして 9 月中には計画をつくりたいと思っております。

その計画づくりに当たっては国のほうから労働関係者とか金融関係者とか、これまで必ずしも総合計画をつくる際に必ずしも意見を聞くことが必ずしもなかったと思われるいろんな層に意見を聞けということですので、いろんな関係者に入っただいて計画をつくりたいと思っております。

計画は 2 つの柱で構成されておりまして、1 つは人口ビジョンをつくりなさいということになっておりまして、もう一つが具体的施策をまとめた総合戦略をつくりなさいということになっております。

人口ビジョンについては、一度役場の中で試算をしたことがありますが、10 年、20 年の単位では小豆島の人口減少を改善するというのはとても難しいと考えております。とい

うのは、高齢者層の人口が圧倒的に多い、そういう世代が順番に亡くなっていくのが10年、20年続きますし、子供たちの数が圧倒的に少なくなっておりますし、高校を出ると一度島を離れていく子供たちが多くということで、人口の数を大きく改善するということはとても難しいということが、これから専門家の意見も聞いてまとめますけれども、そういうことになるのではないかと思います。

ただし、移住者がここ数年100人以上の方が、特に若い世代の移住者の方が増えておりますので、若い移住者の増える傾向がこのまま引き続けば人口構成のバランスは10年、20年としていくうちにかなりとれていくということでありまして、人口が減っても人口構成が少しバランスがとれれば、一人一人が頑張ればちゃんとした再生に取り組めると思っております。

総合戦略についてはここ数年でやり遂げなければいけないことと、中・長期的あるいはもっと長いスパンで取り組むべき課題に分けて施策を整理したいと思っております。今すぐやらなければいけないのは、この議会でも何度も議論しております病院を成功させる、高等学校を成功させる、そして島の公共交通の体系を抜本的に見直す、そういったことが中心になると思います。そういうバリアになる部分をしっかりと整備するということが当面、ここ数年必要だと思っておりますが、中・長期的に小豆島が創生をしていくには、森議員からの質問ありました農業の再生とかそういうものをしっかりと実現していくことが必要だろうと思っております。農業の再生とか幾つかのテーマについてこういう方向で進めたいということをもとめたいと思っておりますので、議員の皆さんにもご理解とご協力をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 地方創生のアイデアをいろんな民間の方からもいろいろ取り入れていただいて、いい案にできるようにやっていただければと思います。私のその先、最初の質問ですけども、病院の外国人ツーリズムも一つのアイデアだとは思いますが、またそういった案も広く民間の方から聞いていただければ幾つか出てくると思いますので、その辺も民間の人の意見を取り組んで進めていただきたいと思います。

我々議員としましても一緒に汗をかいてこの地方創生、実現に向け頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森口久士君） 4番松下智議員。

○4番（松下 智君） 私のほうからは1点質問をいたします。

町民へのマイナンバー制度の周知と理解は徹底されているかということでございます。

このマイナンバー制度は税と社会保障などのためには必要であると個人的には認識しております。しかし、町民や民間企業の理解は不十分な状況ではないのかという思いを持っています。本当に私が知っている限り聞いてもびっくりするぐらい皆さん知らない。知らないというのか周知されていないと、そう感じております。

それから、さらにはサイバー攻撃によって今回発生いたしました日本年金機構の大量個人情報データ流出事件によってセキュリティー問題による情報漏れ、情報漏れによるプライバシー問題、それからこのナンバーを使った犯罪の発生など、町民の方の中では非常に不安感を持っているように感じております。

そこで、町民のこの制度への理解と実施後の安全・安心感のために質問をさせていただきたいと思っております。

質問1、このマイナンバー制度とはどういう趣旨のものですかと。

2番目、国、地方公共団体のメリットとデメリットは何がありますかと。

3つ目は、町民、民間企業でのメリット、デメリットは何がありますかと。

4点目、これまでこの制度の周知方法と、これからの制度実施までのスケジュールを教えてください。

5点目、情報セキュリティは安全でありますかと。特に、難しい問題ですがサイバー攻撃などの点についてお願いしたいと思います。

6点目、被害防止対策として、被害をこうむった場合は番号の変更はできますかと。聞くところによりますと、一旦付番された番号は一生変えられないと、基本的にはそうであると聞いておりますけども、この場合はどうなりますかと。

それから7点目、カードを発行する場合、本人の確認方法はありますかということです。

最後に、現在使用されております住民基本カード番号、これは同じように考えられるんですけども、この番号はこの制度ができた場合にはどうなりますかということです。お願いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） マイナンバー制度については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づきまして、小豆島町でも準備を進めているのであります。

個人の利便性の向上、行政の効率化、社会保障給付の適正化などに資するために国民一人一人に個人番号が付与される制度でありまして、いろんなメリットがあると思いますが、ご質問にあったようないろんな課題もあることも事実だろうと思います。そういう課題を一つ一つ克服をして国民にとっていい制度として運用していけるよう努力をしたいと思っております。

質問いただいた事項について担当部長から順次ご説明させたいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） それでは、松下議員のご質問にお答えいたします。

この制度につきまちは全国的に取り組みられる制度であり、また町におきましても全町的なものとなりますので私のほうからまずご説明をしたいと思います。

まず、1番目のマイナンバー制度とはとのご質問でございますけれども、この制度は平成27年10月以降、外国人を含みます住民票を有する全ての住民の方に一人一人異なる12桁の番号が付与され、住所地宛てに通知をされます。また、法人には1法人1つの13桁の法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されることとなっております。このマイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一個人の情報であることを確認するために活用されます。これによりまして行政の効率化、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤となる制度でございます。

次に、2番目の国、地方公共団体のメリット、デメリットはとのご質問ですが、メリットにつきましては行政機関や地方公共団体などで行われているさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力の大幅な削減など、行政の効率化、それから被災者台帳の作成などに活用することで迅速な行政支援が期待されております。また、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、実際に支援が必要な方に支援を行える等、公平、公正な社会の実現が期待されております。

デメリットにつきましては、マイナンバー制度を開始することによりましてシステム改修等が必要となりますのでこれにかかる費用が発生いたします。

次に、3番目の町民、民間企業のメリット、デメリットのご質問でございますけれども、メリットにつきましては年金や福祉などの申請時の添付書類の削減、それから行政手続が

簡素化をされます。これによって住民の方の負担が軽減されるということでございます。また、個人ごとのポータルサイトというのが運用開始されましたなら行政機関にある自分の情報の確認、一人一人に合った行政機関などからの通知の確認をすることができるようになります。

デメリットにつきましては、民間企業においては従業員、扶養親族等のマイナンバーを把握し、税や社会保障の関係書類にこれを記載するということが必要となってまいりますので、その労力というのが生じてまいります。また、個人情報外部に漏れるおそれが懸念されているところでございますが、これに対応しまして特定個人情報保護委員会という第三者機関、これ国のほうにてなんですけれども、マイナンバーが適切に管理されているかどうかを監視、監督を行い、制度について保護措置を講じ、さらに個人情報を一元管理するのではなく従来どおり各管轄部署が管理するシステムについても保護措置を講じていくこととなっております。

次に、4番目のこれまでの周知方法と、これからの制度実施までのスケジュールということでございますけれども、これまで町単独で周知を行っておらず、国が作成したポスターを掲示して窓口でパンフレットを配布してきました。今後につきましては、町広報紙8月号からマイナンバー制度の周知を行っていく予定といたしております。その際にはできるだけわかりやすく、住民の皆さんに理解していただけるように周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、5番目の情報セキュリティは安全かとのご質問ですけれども、マイナンバー制度のシステム上の安全措置といたしましては、複数の安全措置を講じております。

1つ目が、個人情報は一元的に管理するのではなくて、従来どおり各行政機関等が分散して保有することといたしております。2つ目は、個人番号を直接用いずにこれを符号に変えたものを情報連携に用いるということで、その個人情報が芋づる式に漏れいすることを防止するようにいたしております。3つ目に、あらかじめ決定した取り扱い担当者以外はこの情報にアクセスすることができない仕組みとなっております。4つ目に、個人情報及び通信を暗号化して実施することによりまして情報が解読できないようにいたしております。

松下議員もおっしゃられておりましたように、今般、日本年金機構におきまして個人情報流出は同機構の職員がウイルスの入った電子メールの添付ファイルを開封したことによりまして不正アクセスが行われたことによるものでございます。職員等には不正プログラムに関する情報及び対策を周知しまして徹底していきたいと考えております。

次に、6番目の被害防止対策といたしまして、被害を被った場合は番号が変更できるかというご質問でございますけれども、おっしゃられたとおり原則としては生涯同じ番号を使い続けることとなりますけれども、ナンバーが漏れいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請、また市町村長の職権により変更することができるとなっております。

次に、7番目の発行番号の際の本人確認法でございますけれども、個人番号カードの交付までの流れにつきましては、まず1番目のご質問でお答えしたように、今年の10月以降に住民票の住所にマイナンバーの通知カードと交付申請書が簡易書留で届きます。申請の方法につきましては郵送での申請、またオンラインでの申請等の方法がありますが、主な申請方法の郵送の場合はご本人の顔写真を申請書に添付し、返信用封筒にて国の指定期間に郵送していただきます。

その後、来年1月以降にはがきで交付通知書が送られてきますので、内海庁舎の住民課か池田庁舎窓口センターで個人番号カードを受け取ることができます。なお、役場で受け取る際に送られてきた交付通知書と申請書と一緒に同封されていた通知カード及び本人が確認できる運転免許証、保険証を持参していただき本人であることを確認してから交付することとなっております。

8番目に、現に使用されている住民基本カードの番号はどうなるのかとのご質問ですけ

れども、こちらのほうは現在公的な身分証明書や確定申告等の行政手続のインターネット申請等に使用されている住民基本台帳カードにつきましては、個人番号カードの交付の際に引き換えで返却していただくということになっております。

個人番号カードの交付を受けていない方につきましては住民基本台帳カードの有効期間の発効日から10年間となっていますことから有効期限まではそのまま使用していただき、有効期限後は使用できなくなります。

制度の導入に当たりましては個人情報の適切な管理に徹底して取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） ただいま説明を受けまして少し再質問をいたします。

チェック体制の第三者機関というのは市町村には設置しないのでしょうか。

それから、本人確認の方法の一つに顔写真を送付ということは今説明されましたけども、ゼロ歳から本当に100歳過ぎる人まで番号して写真を送付する。特に、赤ん坊なんかはもう二、三年で顔が変わりますよね。そういったもののチェックとといいますか、それは更新手続とといいますか、それはあるのでしょうか。あるんだったら教えていただきたい。

それと、ただいまの説明の中で現在使われている住民基本台帳カード、ご説明の中で個人番号を受けていない方は有効期限までそのまま使用という、そこら辺ちょっと意味がわからないとといいますか。現在、住基カードを受けていない方はそのまま使用するいう、ちょっと私の聞き間違いかもわかりませんが、もう一度説明をお願いいたします。

それから、セキュリティーの関係で説明がありましたが、少しわかりにくいので、日本年金機構とここが違うんだと、大体わかりましたよ、大体わかりましたけども、ここが違うんだということを端的にもう一度お願いしたいと思います。

それから、マイナンバー制度導入の趣旨をもう一度お願いしたいと思います。というのは、目的はわかりました。目的はわかりましたけども、なぜ今この制度か、目指すべき社会は何かということをもう少しお願いしたいと思います。

6番目に、情報漏えいの年金機構はどうもはっきりした制度がないようですけども、情報漏えいした場合に罰則規定は今回は盛り込まれているのかどうか。

それから7番目、福祉関係の使用目的は大体わかりましたけども、税制面での使用目的を少し具体的にどういうものに税制面で使用するかと。以上、お願いいたします。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） 先ほどの松下議員の質問に対するお答えですが、まず1番目でございます。これが第三者機関としての特定個人情報保護委員会というものでございますが、これにつきましてはこの制度の監視、監督を行う第三者機関として設置されたものでございまして、マイナンバー制度の安心・安全を守るために内閣府の外局として設置されたもので、一橋大学の堀部名誉教授を委員長にしまして社会保障や情報処理技術、また民間企業の実務の有識者ら計7人で体制をとって今後監視等に努めてまいりますこととなっております。

それから2番目ですが、2番目の申請する方がゼロ歳から100歳、また顔もゼロ歳の方はどんどん変わっていくということで、この場合の更新手続はあるのかというご質問でございますけども、このマイナンバーカードにつきましては運転免許証などと同じく本人が確認できるカードとしまして顔写真を添付すると、顔写真入りのカードとなっております。そのために写真の容姿の変化を考慮をいたしまして、マイナンバーカードでは有効期限を設けまして、有効期限が切れた場合、カードの更新をしていただくというようなこととなっております。ちなみに有効期限につきましては20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年ということにしております。

それから3番ですが、答弁の中で個人番号カードの交付を受けていない方、そういう文言があったんですけども、このマイナンバーカードにつきましては、これは申請により交付をするということとなっております。カードの取得を強制するものではないというこ

とから、マイナンバーカードを取得していない方、今回されない方が現在所有している住基カード、これにつきましては住基カードの有効期限、これは10年となっておりますが、それまでは使用していただき、住民基本カードの有効期限が切れればこのナンバーも消滅されるというようなことになっております。

それから、日本年金機構とのセキュリティーの差ということではございますが、先ほど総務部長の方からいろいろと何点かのチェック機能を説明させていただきました。このマイナンバー制度につきましては、先ほど部長の方からも説明しましたが、まず情報のやりとりを全て符号で行うということではございますので、もし仮にマイナンバーが漏えいしたといたしましても情報のやりとりを符号でやることになっておりますので、マイナンバーだけでは何も情報が漏えいしないというような仕組みになっている、そういうところが一番この先般の日本年金機構の年金番号の漏えいというところとの差かと思えます。

それと、質問5番目でございますが、このマイナンバー制度の目指すべき社会と申しますか、趣旨と申しますか、そういうご質問だったと思えます。趣旨につきましては先ほど総務部長のほうから答弁いたしましたけれども、この制度の目指すべき社会につきましては、平成25年6月に閣議決定されました世界最先端IT国家創造宣言により設置されました新戦略推進専門調査会のマイナンバー等分科会の中間取りまとめの概要の中に示されておりました、まず1番目に、誰もが安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会。そして2番目に、誰もが必要なときに自身の情報にアクセスし、利活用ができ、サービスへの満足度が向上する社会。3番目に、国、地方、民間のさまざまな手続、サービスがシームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会とされておりました、このためこのたびのこの制度の社会保障、税制度、災害対策に対しての利活用のみならず、今後さらなるメリットが期待できる分野へのマイナンバーカードの利用範囲の拡大等検討するとともに、マイナンバーカードの普及を図るということになっております。

それから6番目ですが、もし情報の漏えいがあった場合の罰則規定等につきましては、このマイナンバー法の第9章に罰則規定が明記されておりました、例えばマイナンバー利用事務等に従事する者が正当な理由もなく特定個人情報ファイルを提供した場合は4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金。また、情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が情報提供ネットワークシステムに関する秘密漏えい、または盗用した場合は3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金。また、偽り、その他不正の手段によりマイナンバーカードを取得した場合は6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金など、関係者に対して細かく罰則が決められておりました、同じ種類の法律であります個人情報保護法や住民基本台帳法の罰則と比べてこの罰則が強化されているようでございます。

次の質問の税制面につきましては税務課長にお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） 税制面でのマイナンバーの利活用ということでございますが、10月に公布され28年1月から税関係につきましては申請書とか申告書、届け出書に記載してもらったりしなければならぬ程度でございます。

想定される利便性としては、現在公共機関、学校等いろんな役所に所得証明などの証明を提出する必要がある方が窓口に来られておりますけど、それが役所のほうでマイナンバーのほうに照会をかければうちのほうに所得証明の交付の事務手続をしなくてもいけるんじゃないかと思われま。

それから、役所間のそれも同様ですけど、転入者、転出者がございます。国民健康保険で前の住所に所得がどれぐらいあったとかいうのは紙のやりとりをやっておりますけど、それも条例整備が必要だと思えますが本人さんを介さずにスムーズな照会ができると思われま。

それから、将来的なメリットといたしましては預貯金の口座にマイナンバーが広がれば税務上というか財産調査がスムーズに行えるのではないかと。軽自動車協会との連携がとれれば登録台数とかその事務関係がスムーズにいけると思えます。

また、法務局とも今のところ連携はないのですが、登記簿関係で土地の移動の事務がスムーズにいけるのではないかと想定されております。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 質問に入る前に、私いつも40分いっぱい使いますんで、答弁のほうは簡潔に、的確な答弁でお願いしたいと思います。法令とか数字とかは最小限にできましたらお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが3問の中の最初の質問をさせていただきます。

旧高橋旅館は空き家特措法に該当するかどうかということです。

5月26日、空家対策特別措置法の全面施行がされました。放置すれば倒壊のおそれがある危険な空き家を市町村が特定空き家に認定し、所有者に撤去勧告、命令などを出すことができるというふうなことを少し聞きました。まずは旧高橋旅館の現状について確認したいと思います。

これは四国新聞のほうがとりました各市町村へのアンケートの中の調査結果、アンケート結果ですので各市町村にアンケートを出して小豆島町もそれに回答等をしたというふうな内容のアンケートの結果でございます。

ということで、まずは現状の高橋旅館のことをお聞きしたいと思います。

まず最初に、特措法は先ほども申しましたように住宅物件対象か。旧高橋旅館は対象としないのかということを確認したいと思います。

続きまして、現状の高橋旅館、所有者等関係もあると思いますが、固定資産税の納付状況、もしかすると滞納のまま放置されているというふうな考えられるが、その辺の確認をしたいと思います。

3点目、登記上の所有者はどのようになっているか。また、この物件は競売で落とされたものですから、その落札した業者等はどういうふうな方がということが確認できたらと思います。

4点目、町、県の現在の高橋旅館の焼け跡に関する対応はどのように考えているのか。私も何度も委員会でのどのようになっているのかというふうなことをお聞きしましたが、現状はどのようなほうに考えているのかお聞きしたいと思います。

5点目、我々地元神懸通、特に神懸通にしましては今後どのようなことをしていけばいいのか、黙って指をくわえているだけではもう4年も5年もたちますので、何か行動をするのであればそういうふうな指導をしていただけたらと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

地元としては倒壊等事故が発生するのを一番心配しております。先日も野良猫が建物の中で赤ちゃんをようけ産みまして、道路のほうへ出てきて、近所の人が車にひかれないようにという、そこまで気を使っておる方もおいでますので、そのあたり、もしこれが特措法に該当しないとしても今すぐにでも撤去してほしい。何かそういうふうなことでそういうことをするのは無理かどうかということを確認したいと思います。

前回、同様の関連の質問のときに町長さんの答弁で、たしか条例等を早急に作成してするというふうなお話もあったと思いますので、そのあたりの状況も再度確認したいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 空き家の問題についてのご質問がありました。

現行法制度では市町村長がいろんな権限を行使するに制約があったということだったんですけれども、今般、空家等対策の推進に関する特別措置法ができたことによって懸案が

かなり解決できる法的整備がされたものと思います。

個別のテーマの質問については担当課長が順番に説明をいたしますけれども、今度の法律によると、倒壊のおそれのある空き家等に市町村長の権限が明確になったわけですが、小豆島町としましては倒壊等の危険がある空き家に対する対策だけじゃなくて、空き家を移住者に提供するとか、もう積極的な空き家活動も含めてこの法律を活用してまいりたいと思っております。この法律によってかなりルールが明確化になりましたので、大川議員がかねてからお願いをしておられたことについても相当程度解決のめどが立ったと思っております。

この法律によりますと、まず空き家の実態をちゃんと把握しなさいということになってますので、まずデータベースを小豆島町全体についてつくるということになっております。それから、空き家対策に関する関係者による協議会をつくりなさいということになってますので、その協議会も早急につくりたいと思っております。そして、その協議会を活用して空き家に関する対策をまとめなさいということになっております。

そのように空き家の実態を把握し、計画をつくり、その計画に基づいてルールに従って必要があれば勧告し、勧告に従わなかった場合は最終的には強制執行をするというようなルールが決められましたので、高橋旅館についてはこの法律に基づいて対応が可能であると私は考えております。この法律の対象になるのでないかと考えております。

いろんな手順を踏んでいきますけれども、最終的に所有者の方が費用負担をしないということになりますと町民の税金で撤去するということになりますので、最終的には議会の皆さんとよく議論をして順番に手続を踏んでいきたいと思っております。

質問事項について順番に担当課長が簡潔に答弁をいたします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 大川議員ご質問のうち、確認事項の2の固定資産税の納付状況、これを除きまして私のほうから説明申し上げます。

まず、確認事項の1、空き家法の対象物件、これにつきましては先ほど町長のほうから申し上げたとおりでございます、住家に限らずそういった施設も該当になってまいります。

確認事項の3、登記簿上の所有者につきましては、現時点では株式会社高橋旅館となっております。競売で物件の引き渡しを受けた者がおりますけれども、これにつきましては登録免許税のほう、どうやら不払いということで登記のほうはまだ移動してございません。

確認事項の4につきまして、本町の対応につきましては、高橋旅館の例に限らず適正な管理がなされていない空き家等に関しましては、周辺環境への悪影響の度合いと危険度の切迫性を考慮しつつ、所有者または実態的な管理者を特定しまして適正管理に向けた助言、指導、勧告の措置を講じていく考えでございます。

しかし、空き家法により所有者に対しては勧告に加え不利益処分である命令を行うことができることされており、さらに命令に従わない場合につきましては50万円以下の過料——過ち料——に処すことまで規定されておりますことから、これらの措置につきましては措置に不均衡が生じないように、空き家対策計画により小豆島町の空き家に対する方針、特定空き家等への対処に当たってのルールを明らかにした上で実施すべきであると考えております。

次に、香川県の対応につきましては、大川議員ご承知かと思いますが、高橋旅館は中央部が倒壊しております。山側、海側につきましてはやや堅牢な状況にございまして、山側、海側につきましては適切な強度を保持しており直ちに崩壊の危険を認めていないことから、建築基準法に基づく特段の措置を行う予定はないと聞いておりますが、建物の状況の変化に応じまして技術的な助言を行うということで聞いております。

確認事項の5、地元の皆様への対応につきましては、今後所有者の適正管理に向けた措置に関しまして情報のご提供のご協力、あるいはご相談の機会を賜りたいと考えております。

最後の撤去に関するご要望の件につきましては、近隣住民の皆様のご心配を推察すると

ころではございますが、直ちに所有者にかわり本町が措置を講じることは難しいと考えております。

先ほども申し上げましたが、空き家法に規定する特定空き家等の認定基準、撤去等の措置を行うべき要件をあらかじめ計画に定めまして、明らかにした上で対処する必要があると考えております。

ただし、仮に所有者にかわり除却などを行う場合にありましても、町長のほうからもございましたが、除却に要する費用につきましては所有者などが負担すべきものでありまして、この費用が回収不能債権となった場合につきましては全町民の負担に帰すことが予想されます。計画の要件決定につきましては慎重かつ多面的な検討が必要であり、加えまして議員の皆様のご合意が前提になるものではないかと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） 大川議員からご質問いただきました確認事項2の固定資産税の納付状況についてでございますが、これは守秘義務の観点からこの場において申し上げることはできません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） まず、町長のほうから言われました関係者による協議会、これは地元で協議会をつくらなければならないのか、町のほうも入っての協議会なのか、このあたりを再度確認したいと思います。

それからもう一点は、先ほどの2番の固定資産税、守秘義務ということですけど、守秘義務と言われたらもうこのごろ何も言えん、個人情報とか守秘義務とかなってますけど、これは滞納のままで来とるような感じがしますけどそれでもいいんですか。これ大きな問題になってくると思いますし、そのあたりをもう一度、滞納、守秘義務ですから答弁できませんというのはちょっと私も納得できない、そういうな法律になっておるのかどうかわかりませんが、ちょっとそのまま滞納の状況が続くようであれば5年たったら消えてしまうんで、そんなこともあると思いますけど、再度確認したいと思います。

もう一点が、これ落札者の名前、住所等は確認はできていると思うんですけど、実際に所有者にこういうようなこと、費用がかかったことは請求するものか、落札者にするものか、そのあたり、落札者の名前、住所が確認できているんかどうか。それと、費用等は所有者のほうに請求するものか、そのあたりをもう一回確認したいと思います。

この問題、地元本当に困っております。特に、来年は瀬戸芸を草壁地区でやっていただくということで、県道沿いにああいうような建物が放置されたままで果たして観光客、来町者は不愉快な思いをするというふうに思いますので、今すぐにも地元でやるのであれば助言をお願いできたらと思いますが、そのあたりももう一回お願いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 詳細は担当課長が説明しますが、協議会は町として設置しますので個別に設置される必要はございません。

いずれにしても、協議会を速やかに組織し、空き家対策特別計画をつくると、その計画に沿って議会とも相談しながら対応を急ぎたいと思っております。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 協議会につきましては町長が説明申し上げたとおりでございますが、空き家等対策計画の策定に係る協議会といたしまして、町長筆頭に議員の皆様の一部だと思っておりますが、それと法務関係者、不動産関係者、建築関係者、そういった各分野の有識者を集めての会合になると考えております。

それから、競売で落札しました事業者の方につきましては、当時の競売記録がありますのでその個人特定は可能ですけれども、それ以降の動きが現時点では把握できておりません。ですから、その方がどういった譲渡関係で物件をどういう形で譲渡しておるか、そういうところが不明瞭ですので、いずれにせよ本人さんと接触してその内容を確認する必要がありますが、競売記録にあります住所には現時点でその方はお住まいでないようです。

ですから、これにつきましては既になんですがちょっと弁護士と協議しまして今後どういう方向性で調査していくかというのも協議しておりますので、本人の所在特定に努めてまいりたいと思っております。

それと、仮に行政代執行等そういう形で本人に成りかわりましてそういった受託事業を行政が実施した場合につきましては、当然ながら本人がなすべき行為の代理としてやっておりますので、本来の所有者、この方が費用負担をすべきであると考えております。当然費用負担をしていただく必要がございます。

これについては先ほど申し上げましたように本人の所在を特定しまして、仮にそういうことがあれば本人さんにそういった請求行為をなす必要があると考えております。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） 守秘義務のことですが、滞納者の名簿とか滞納額の公表というのは地方公務員法第34条第1項の秘密に該当いたします。納税者の利益を保護し、行政の運用を図るために公表すべきでない自治省のほうから通達がありますので答えられません。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） ありがとうございます。

先ほどの費用負担が所有者ということで、ご存じと思いますが所有者高橋英機氏は今東京のほうに移り住んでおりますので、そのあたりは確認できていると思いますが、今まで住んでおった神懸通のところは今おいでませんので、その辺はご承知と思いますが、ご存じいただきたいと思います。

最後に、これ結局地元はこのまま指をくわえて待つておる、潰れるまで待つておるといふふうなことしかできないんですか、これは。もうどうしようもないんですか。

先日、6月10日の、多分RSKと思いますけど、夜の番組の中で小豆島の廃墟になったそんな施設の特集があったと思います。小豆島全体でもかなり多くのそういうような廃墟になったところがありますが、これ早急に対応していかなければ観光の島というふうなことで売りに出しておりますけど、国道沿い、県道沿い等にそういった放置された廃墟があるということはかなりマイナス面が大きくなってきていると思いますので、早急に全体を排除することを考えていただきたいと思いますので、それを希望したいと思えます。以上です。

次、2問目に入りたいと思います。

来年、新しい市民病院ができますと今の内海病院は診療所になるということで、内海診療所の常駐医師はということです。

先日、5月19日開催されました草壁地区での町政懇談会、町長を初め執行部の方々に出席いただきまして大変有意義な会であったと思います。その中で、企業団の佐藤企業長が、内海診療所は内科医1名が常駐し、診療科目は内科、再診者のみの診察とすると住民の前で説明されました。町民が今までずっと最大の関心事であり、また小豆島中央病院企業団議会でもそんな話は実際聞いておりませんが、そういうような発表が町政懇談会であったということで、どういうふうな経緯で正式にそれが決まったのかどうかということを確認したいと思います。

もう一点、また病院へのアクセス問題も懇談会のときに説明はありましたが、現在どのような方向になっているのか、どれぐらいのことが決まって、どのようなことが検討しているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 初めに、内海病院跡地に関する診療所の運営に関する質問についてお答えをいたします。

小豆島中央病院の基本計画におきまして、現在の内海病院は土庄中央病院とともに新病院と連携した無床診療所として存続させ、企業団が運営するというようになっております。現在、新病院の建設を初め、医療機器の選定、スタッフの確保など、来年の春の開院に向

けて佐藤企業長を筆頭にその準備を進めているところでございます。

先日の町政懇談会場で佐藤企業長から、内海診療所は診療科を多くすると新病院が手薄になるので内科の再診を予定しているとの説明がありましたけれども、その発言は今現在想定されている確保できそうな医師数を前提としてのお考えとしてその場で発言されたものと理解をしております。

診療所の運営につきましてはこれからどの程度医師が病院として確保できるかによって決まっていく問題だと思いますけれども、今まさに医師の確保に奔走されてる段階でありますので、具体的な運営内容については今後企業団とも協議しなければいけませんし、企業団議会も近く開かれると聞いておりますので、そういう場においていろんな議論をしていただきたいと思っております。住民の皆さんが安心できる結論になることを期待をしております。

いずれにしても、佐藤企業長は全力で熱意と情熱を持って取り組んでおりますので、私としても全力でサポートをしたいと思っております。たくさんのお医者さんが確保されて病院経営が順調になるということが問題の解決の最大の答えだと思っておりますので、どうか新病院の運営が成功しますように皆さんとともに力を一緒にして頑張っていきたいと思っております。

それから、病院のアクセスについてですけれども、これも新病院が成功するにはもう絶対必要不可欠なことであります。新病院のみならず高等学校の成功も交通体系がよくなるということが大前提でありますので、今現在この問題について協議を関係者と詰めているところでございます。来月には香川県主催の政策部長が出席して両県会議員、両町長、関係者が一堂に会した会がありますけれども、そういう場でも小豆島町としての考えを説明し、理解を得たいと思っております。

具体的な内容については担当課長が交通体系の見直しの協議会の状況などについて説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 大川議員の病院へのアクセスに関するご質問についてお答えをさせていただきます。

現在、町長が申しあげましたように、小豆2町、それから国、県、それから自治会関係者、また利用者団体の各種団体の代表者、交通事業者で組織をいたします法定協議会において、今後、運賃、ダイヤ、それから乗り継ぎ等について集中的に島内の交通体系の抜本的な見直しについて協議を進める予定としております。

現在までに5月1日に第1回目の法定協議会を開催しております。今月中には利用者ニーズの把握のためアンケート調査を実施する予定としております。年内までに5回程度の協議会を重ねまして、小豆島の新しい交通体系を構築してまいりたいと考えております。

町長申しあげましたように、新病院同様に公共交通も地域に住む人が利用して地域で残していくべきものであると考えております。新病院へのアクセスはもとより、1年後には新しい高校もできますので、通学、通勤、それから島民にとって、また観光客にとっても利用しやすい新しい交通体系の構築に向けて町として最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても積極的な不要不急の場合のバス利用、ご協力をお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 懇談会で佐藤企業長が言われたことが各地区の懇談会で全てのところで発表しているんかどうかな。私も何回か協議なりいろんなところでお聞きしましたが、実際に具体的に内海診療所は、当初の話では内科医1名、小児科1名、3名ぐらいのいうような構想でお話を聞いたと思うんですが、それ以降、何も聞いてないんです。それが先日の町政懇談会で佐藤企業長がそういうような回答されたということが納得できないというふうに思っております。

また、交通アクセスにしましても、今から法定協議会を5回、6回開いて、年末にはそういうような報告ができるというのは、もう来年の3月にはオープンするんです。住民が一番心配なのはそういった内海診療所の診療科目、どのような体制かと、交通アクセスを一番少しでも早く知りたいんです。そのあたりが今年末にはわかりますとかいうふうなんでは住民の不安がずっと続いていくんじゃないんですか、これ。早急にそれを開いて決定したことは随時住民に知らせていくというふうな方法はとれないのかどうか、ちょっと確認します。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 診療所をできるだけ充実したい、あるいはアクセスについてできるだけ早く正式に発表したい、思いは大川議員と私も全く一緒に、私は全力投球して進めてまいりますので、ぜひ議員の皆様にもご尽力、ご協力をお願いしたいと思います。

詳しく副町長が答弁します。

○議長（森口久士君） 松尾副町長。

○副町長（松尾俊男君） まず、各地区の懇談会で全ての地区で説明してきたかということの件ですが、佐藤企業長、全ての地区でのご出席はいただいていないように伺っておりますので、多分3カ所程度ご出席いただいたかと思っております。多分その中で同じようなご説明になったかと思っております。

それから、冒頭説明の中であったかと思っておりますが、基本構想、基本計画の中で現在の病院に診療所を設置するという構想が固まっておりますが、構想の中に具体的な医師数の数値が出ておりません。ただ、その前段であります香川県が策定いたしました計画というのが4年ほど前に発たれておりますが、そのときの中に今、大川議員がおっしゃった数の数値を目標とするというような記載がございます。

ただ今の現状は、伺っているところによりまして医師確保の関係から今それだけの見込みでというご説明であったのではないかと感じておりますが、今、町長申し上げましたようにできるだけこういった要望は伝えながら設置できるように医師確保、コメデュカルも含めて努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 交通アクセスのできるだけ新しい方針を早く示してもらいたいという大川議員からの再質問であったと思っておりますが、法定協議会の中でも年内をめどに5回と申し上げましたが、最終落としどころというのは大体秋ごろには最終的な到達点を見出さないと、3月20日から瀬戸芸の会期もスタートいたします。その瀬戸芸の関係で公式ガイドブックの印刷の関係も秋ごろと聞いておりますので、最終的にはそういったところを目途に最大限の努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） はい、わかりました。町長が全力投球ということで期待しておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、時間の関係もありますので、3つ目の質問に入りたいと思っております。

これも新聞による情報ですから確かではないかもしれませんが、残薬の有無確認の調査をということで、4月9日四国新聞に、日本薬剤師会の調査で残薬、医者からもらった薬を飲み残したまま、また新しい薬をもらうというふうなことです。有無確認により推計で年約29億円の医療費が節減効果が出たというふうな記事がありました。これはごく一部のことでありますから全体で考えますともっと大きな数字になると思っております、これはもう日本全体ですけど。

ということで、我が町も国保財政、大変危機に迫っております。いろいろな方法でできるだけ回復するようにと方法も考えておりますが、この方法で残薬調査を行うべきではないかなど。行っているかもわかりませんが、具体的に各薬局でとか、先生が確認するとかってというような方法があると思っておりますので、そのあたりは行うべきではないかというふう

に思いますがいかがでしょうか。

それから、厚生労働省は 2025 年までに薬の飲み残しや重複を防ぎ、膨らみ続ける医療費の抑制にもつなげる狙いでかかりつけ薬局の再編の検討に入ったんですから、まだ国が検討に入ったんですから町のほうまで先走ることはできないかと思いますが、できましたらそういうふうなことも先立ってやっていくべきではないかなと。

やはり国保の財政の問題が今我が町でも大変大きな問題になっております。できることはできる限りやっていくべきだと思います。検討してはどうかと質問したいと思います。

もう一点、厚生労働省が 2020 年度末までに、いつも言うておるジェネリックの医薬品の使用割合を 80%以上にするというふうな報道がありました。その後、またその 2025 年を 2017 年度末に 80%目標を再提出したような記事も載っておりましたが、今現状は小豆島町、ジェネリックの使用の割合はどれぐらいに上っているのか。

また、先ほどのかかりつけの薬局、内海病院を主に考えますと門前薬局といたしまして病院の近くの薬局は内海関係では 8 割ぐらい調剤が占めているというふうな数字らしいです。ほかの薬局は 2 割にならないというふうな状況らしいですが、このかかりつけ薬局というふうな意味は、門前薬局は薬剤師の役割は調剤や在庫の管理など薬が中心ですが、町の薬屋さんといいますか、町の薬局は患者とのかかわりとか専門的な指導等もできるというふうな利点もありますので、そのあたり町としても考えていくべきではないかなというふうに思いますが、そのあたりの現在のジェネリックの割合、率はどれぐらい、またそのかかりつけ薬局に関する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） まず、残薬についてでありますけれども、新聞にありました残薬調査ですけれども、全国の薬局で処方するお薬の量を調整し、患者が飲み残す、いわゆる残薬について、推計で 29 億円の医療費削減効果があったというようなものでした。

このように、処方された薬を患者が飲み残す残薬は認知症の方や独居の高齢者に多く見られるというケアマネジャーの意見からも小豆島町もほぼ同じ傾向であろうと推測されます。残薬が生じることは患者の皆さんご本人にとって薬の効果が得られないということだけでなく、医療費を無駄にするということになりますので極力なくすべきであろうと思います。

大川議員のご指摘のかかりつけ薬局について、国のほうでも本格的な検討が始まっているのだと思いますが、小豆島町でも国の動きを待つまでもなく同じようにこれからの小豆島の医療、福祉を考える上で薬局の役割はとても大切でありますので、その残薬の問題も、あるいはこの後申し上げますジェネリックの問題も含めまして、一度薬局の皆様が集まってもらって議員のご提案のことも含めてこれからの小豆島町の医療、福祉における薬局の役割について、かかりつけ薬局についてどういう取り組みをするかについて意見交換を申したいと思っております。

ジェネリック医薬品の普及ですけれども、現時点のジェネリック医薬品の使用率は 44.6%と担当から報告を受けております。国の目標、まだ議論が始まったばかりだと思いますけれども、国が 2020 年度末までにジェネリック医薬品の使用割合を 80%以上という目標を正式に決めた場合には当然小豆島町、新しい病院もこの目標に向けて全力でその目標達成に頑張っていくべきものだと思います。

詳細は担当課長から説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

医療機関等で処方されるお薬につきましては、医師が患者さんの病気をしっかり診断した上で必要なお薬を必要な量だけ処方されるものと思っております。その処方どおりに正しく服用することで初めて十分な効果を発揮することができます。

町としましては、まず住民の皆様に対して処方されたお薬は医師の指示どおり服用すること。しかし、万一飲み忘れなどでお薬が残った場合は主治医や薬剤師に相談し残薬を無

駄にしないこと。また、あわせてお薬手帳を活用することも周知していきたいと考えております。

それと同時に、医療機関や調剤薬局に対しましても無駄な医療費削減の観点から、再度残薬の確認と対応につきまして、先ほど町長が申しましたように一同集まって会を開きご相談させていただきたいと考えております。

次に、かかりつけ薬局に関しましても議員がおっしゃるとおり国の基本的な考え方が示されました。大病院からの処方箋に応じるだけの門前薬局ではなく、薬剤情報を一元的、継続的に管理して、在宅訪問とかも含めまして薬剤師が適切な時間にちゃんと適量を服用しているのか、薬の効果がどうか、副作用はどうだったのかをしっかりと患者さんに確認するかかりつけ薬局に再編しようとするもののようです。

さらに、患者の薬物療法の安全性、有効性を向上させるほか、多剤重複投薬等の防止、残薬解消によって医療費の適正化につなげることを目指しております。これにつきましては国の今後の動向に注目しまして、適切な時期に住民の皆様へ適切な周知が図れるように努めたいと思っております。

最後のジェネリックですが、町長が申したとおりの現時点で 44.6%ですが、ちなみに 2 年半前の平成 24 年 12 月の時点では 21% ということで徐々に高まってきております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1 番（大川新也君） もう時間がありませんが。

ジェネリックの割合ですけど、2 年半前が 21%、現在が 44% で倍になりました。あと 2 年半後に倍の 80%、期待したいと思いますので、皆さんで頑張ってくださいと思います。

もう一点、健康づくり福祉課の藤澤職員がいろんなところへ出向いて今の国保財政の現状とかそういうようなことを何か講演というか、そういうようなお話をしているそうです。すごい好評であります。いろんな方からお話聞きますと、初めてそういうような話を聞いたということでかなり好評ですので、できましたらそれを続けていって町民の方に周知していただけたらと思います。終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は 13 時。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 0 時 57 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森口久士君） 3 番中松和彦議員。

○3 番（中松和彦君） 私は次の 2 点につきまして質問をさせていただきます。

まず、小豆島中央病院の開院に伴う事業運営資金の取り扱いに関してですが、小豆島における新たな医療の始まりがもう目前にまで近づいているという現実、小豆島町町民皆大変な期待と関心を寄せています。来春の開院に向け、塩田町長を初め、多くのご関係者の不断の努力に対し、まずは心から感謝申し上げる次第です。

さて、同病院は小豆郡全域の住民を対象として多くの患者を受け入れ医療の事業を行います。そして、その対価としておのおのの患者及び医療の保険から医療の報酬を得ることとなります。

また一方、医薬品や職員への給与あるいは建設資金の償還等、多岐にわたっての決済が発生いたします。医療の活動に伴うそうした資金の流れは、当然ながら島内の金融機関を介在したものとなりましょう。事業の収支は別にしても、この資金は小豆島という地域にあっては相当の量であり、どの金融機関が取り扱うかという点は重要であろうかと考えます。

小豆島中央病院の事業に伴う資金を取り扱う金融機関は決まっているのかどうか。また、選定に関する基準はどのようなものなのかをお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島中央病院の取扱金融機関の質問ですけれども、小豆島中央病院の年間の取扱金額は年間約 45 億円が見込まれていると承知しております。利用者の利便性の向上のほか、事務の迅速化、事務に係る人件費の節約の面からも企業団の公金に係る事務の一部を金融機関に取り扱わせたいと聞いております。

小豆島中央病院の金融機関の選定等の事務作業は小豆島町とは別の地方自治体である小豆島中央病院企業団の事務でありますので、担当室長から説明をさせます。

○議長（森口久士君） 病院再編推進室長。

○病院再編推進室長（森 一生君） 小豆島中央病院の事業に伴う資金の取り扱いにつきましては、先ほど町長が申しましたように、企業団のほうで指定する事項でありますので、現在企業団の事務局のほうで検討している内容についてお答えさせていただきます。

初めに、地方公営企業の公金の出納事務につきましては、地方公営企業法の規定によりまして企業長が地方公共団体の長の同意を得て政令で定める金融機関に公金の出納事務の一部を取り扱わせることができるということになっております。また、企業長は公金の徴収または収納の事務についても政令で定めるところにより金融機関に取り扱わせることができるというふうに規定されております。

このように公金の取り扱いにおいては支払いと収納の両方を行う場合と収納のみを行う場合、2通りがございます。また、政令で定める金融機関につきましては銀行、その他これに類する預金の受け入れまたは資金を融通する業とする金融機関というふうになっております。

一般的に取扱金融機関の選定につきましては毎日現金を取り扱う業務でありますことから、島内に営業所のある金融機関とする予定として、これらの業務につきましておおむね年内には金融機関に業務内容等を十分周知の上、公募、選定し、契約の手続に入りたいというふうに考えておるそうです。取扱金融機関を定めた後は企業団において告示するというふうになっております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 企業団と小豆島町、違いがあるのではというふうなことでございましたが、私の意見といたしましてはやはりまず、この中央病院は小豆島町に建設される。しかもその土地は小豆島町の持ち物である、所有であったということです。そのほか、この中央病院の建設等に関しましては、もちろん土庄町のさまざまな方々のご努力もあっただろうかと思いますが、当然当町の町長、塩田町長のご尽力はやはり欠かせなかったものではないかなというふうに思っております。

そんな観点からいたしましても、やはり小豆島町に存する金融機関、これをまずもって優先的に選ばれるべきでないかというふうに考えております。そのほかいろいろなことがあるかとは思いますが、やはり全て何でもかんでも2分の1だとか、あるいは持ち回りだとかいうふうなことではなくして、やはり事の本質においてはやはり私たちは小豆島町というものをもう少し自信を持って押し出していくべきでないかというふうに考えますので、どうかよろしく願いできればと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） この小豆島町議会であった議論については企業長及び小豆島中央病院企業団の事務方にきちんと伝えたいと思います。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） どうかよろしく願いをしたいと思います。

次に移らせていただきます。

高齢化、過疎化の社会への対応につきまして。

日本全国津々浦々で深刻な高齢化と過疎化の波が襲っています。私たちが日々生活を営

む小豆島町においても同様であり、極めて深刻な状況であります。それは単に高齢者が増えている、人口が減っているということにとどまらず、例えば放棄されたように荒れるに任せた民家や畑の増加、徘徊で行方知れずとなる老人など、気の滅入るような事象が発生しています。

確かに町として推進する老人に対する福祉施策の推進や、危険家屋に対する新たな取り組みなどにより一定の対応はできていますが、しかし事態は極めて速く、そして大規模に深刻化しているように見えます。

少しばかり私たちそれぞれの暮らす周囲を思い浮かべてみてください。将来永きにわたって今ある住居に住み続けることのできる家庭がどれほどあるでしょうか。非常に心配であります。近い将来、あっという間に空き家がそこかしこにあふれ、管理放棄と老朽化によって極めて深刻な生活環境の悪化が見てとれるような気がします。

そういった事態を極力避けるために、まず今元気に生活をしている町民の皆さんにその危機を訴え、そしてなるべく早期に空き家を吸収できるようなシステムを創り上げるべきだと考えますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

さらにはもう一点、高齢者の徘徊による行方不明者への対策に関してです。

介護施設の充実により徘徊の確率は減少しているのではないかと推察しますが、しかしなおその危惧は消し去ることができません。私はこのことに関して数度の経験をいたしました。その都度感じたことは、不明者が大まかにどの方面へ移動したのかという確証が得られないという一点です。このことによって捜索にかかわる人員と時間が浪費され、当該の家族、そして捜索についた人々に過度の心身の負担が生じているのです。せめてこの道をこの時刻にこの方向へ進んだ、あるいはこの地点を通過していないという確実な情報さえ得られれば、どれほど捜索活動が有効に機能することでしょうか。

都会での犯罪捜査では民間が設置している防犯カメラの情報が非常に役立っているようです。ここ小豆島では防犯カメラの設置数もごくわずかでしょう。町内の要所をチェックして防犯カメラを設置することができれば、いざというときには非常に貴重な情報となるはずですが。防犯カメラの設置について、町としてお考えはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） まず、空き家のことについてお答えをしたいと思います。空き家の問題については午前中の大川議員からの質問にもありましたけれども、とても深刻な課題になっていると思います。

空家対策特別措置法という法律ができましたので、危険空き家については指導、勧告、最終的な代執行までできるようになりましたので、この法律を活用してある程度のことができるようになったと考えておりますが、危険空き家の除去ではなくて優良な空き家をどうまちづくりに活用するかということのほうがさらに大切なテーマであると思っております。

そういう観点から、午前中の質疑でお答えしましたが、空き家を総合的に小豆島町として活用するために、関係者から成る協議会を早急に立ち上げて空き家の総合的な活用をするための総合対策計画を小豆島町としてつくりたいと思っております。そのため、庁内の横断的な組織を設けてどうしたらいいかということについて庁内で既に議論を始めているところでもありますので、議会のいろんな議論も参考にして空き家対策を前進させたいと思っております。

防犯カメラについては有効であると思っておりますけれども、むやみに設置していいというものでもないと思っておりますので、地域の皆様とよく相談し、また関係機関ともよく相談しながら対応したいと思います。大事なことは地域のきずなとか温かい地域社会が生きていくことだろうと思っております。

詳細はそれぞれ担当課長から補足説明をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 私のほうからはご質問の空き家の早期吸収に向けたシステムの構築に関しまして、空き家の有効活用という面でご説明をさせていただければと思います。

企画財政課のほうでは移住促進事業を所管しておりまして、ここ数年の移住者数につきましては平成 24 年度が 120 名、25 年度が 117 名、そして平成 26 年度には 131 名と毎年 100 名を超える状況となっておりますのでございます。

このような状況の中で、現在運用しております空き家バンクの物件数でございますが、全体で 136 件の登録物件のうち、残りが 19 件、その内訳は賃貸が 5 件、売買が 14 件という状況で不足する状況にありますので、今後、さきに一般質問の答弁があったかと思うんですが、環境衛生課が中心となって実施を予定しております、横断的な組織で実施をいたします実態調査で得られましたデータベースを有効に活用していきたいと考えております。

実際の取り組みといたしましては、今年度より空き家バンクの新たな登録物件の発掘を目的といたしまして、各自治会単位で地域の状況に精通した方をコーディネーターとして委託をし、地域と一緒に物件数の確保を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、その他の空き家の活用策といたしまして、交流人口、関係人口の拡大を目的とした短期滞在施設の整備、こういったものを始めまして、IT 事業を活用したサテライトオフィスの整備による新たな起業の促進、それから古民家などの再生による交流拠点の整備などについて、地域との連携、庁内組織の横断的連携によりまして有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 有効な活用が見込まれます空き家物件を除きまして、空き家法の特定空き家等に認定された物件に関しましては、市町村が強い権限を持って指導できることとなりましたが、所有者の責任による適正な管理を前提としておることはこれまでと変わりはありません。

小豆島町内で空き家となっている物件のうち、状態のよい物件につきましては所有者の愛着もあり、資産として活用されるケースが比較的少ない状態にあると聞いておりますが、先ほど来、企画財政課長の答弁にもございましたように、そもそも空き家を発生させない、また空き家の増加を抑制する観点からも幅広いニーズを掘り起こして活用につなげていくことは重要な取り組みであると考えております。

相続などにより望むべくもなく空き家の所有者となるケースもあると思いますが、今後実態調査における所有者の物件に対する意向確認、この際に空き家所有者の意識の涵養や理解増進のための啓発を行うほか、空き家所有者の相談体制の整備を検討いたしまして、空き家対策計画に位置づけていきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 中松議員さんの防犯カメラの設置についてのご質問でございますけれども、ことしに入りまして苗羽地区で 2 件、馬木地区で 1 件の行方不明者の情報がございました。いずれも小豆警察署のほうから行方不明者の捜索のために町の放送をしてほしいということで依頼を受けて、放送をしようとする直前に 3 人の方とも無事が確認をされましたという状況でございました。中松議員が言われるように、ご家族の心境を考えますと、何かしらの対策を講じなければならないと考えております。

現在、防犯カメラの設置状況につきましては、香川県警のほう平成 23 年 4 月から設置を行っておりまして、安田の役場のところの交差点、それから池田の平木の交差点、草壁、これはちょっと草壁本町の商店街のところの交差点、それから日方、これは日方のバス停のあたりなんですけれども、この 4 カ所に防犯カメラが設置をされております。これにつきましては、犯罪防止に役立っておりまして、警報装置もついておる防犯カメラとい

うことになっております。ただ防犯カメラについては、住民の方が多く、そこに写るとい
うことになりますので、プライバシーの問題、これもあるかと思えます。いろいろ関係機
関、主に警察なんですけれども、そちらの方と慎重に検討していきたいというふうに考え
ております。

先ほど町長が申しましたように行方不明者、これが近年非常に増えてきております。こ
れにつきましては、なかなか難しい問題もあるんですけれども、地域の方々ができるだけ
見守っていただき、声をかけていただきということで、していただくことがやはり一番大
事なのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） どうもいろいろお答えいただきまして、まずはありがとうございました
ました。

空き家等に関してなんですけど、実は私つい最近ですが、まず1人ですけども、この方は
親が亡くなったので、あとはもう自分の財力では維持できないんだけどどうしようかとい
うことで、それからもう一人も親が亡くなった、1,500坪の半ば荒れた畑があるんだけど、
これもどうしようかというふうな、そんな相談を受けました。家に関しましては、それは
町のほうへご相談をなさったらいかがですかというふうにはご紹介したんですけども、こ
ういった話を聞くようになりましたのは、ここ本当に半年ばかりの間の話でございませ
うので、恐らく似通った話はどんどん出てくるんじゃないかなというふうな気がいたして
おります。いろんな取り組みをなさっておられるという、そのお考え、ご努力もよくわか
りますが、もう一度もっともっとこの空き家等に対する対策、これを進めていただければ
と思います。

それと、空き家ばかりじゃなくして、畑なんかです、いわゆる空き地といいましょうか、
そういったところで非常に管理のずさんなところも増えてきておりますので、これもまた
ゆゆしき問題じゃないかなというふうに思っております。ですから、今オリーブを皆さん
随分植栽されまして、昔と比べますと随分畑、山の状況もよくなってございませう
ので、そのあたりをもう少しまた進めていただければ、少しでもよくなっていくのではない
かなというふうに考えました。

それと、この防犯カメラにつきましては、費用もかかりましようし、あるいはプライバ
シーの問題とかいろいろ解決しなければならない点はあるかと思えますけども、いろ
んな方の、町民の方々のご理解をいただきながら、またご協力をいただきながら、1カ
所でも、また1カ所でもというふうに、もしそれが設置できるようなところがあれば、
設置していただければ大変ありがたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願
いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は3点お尋ねをしたいと思えます。

最初に、町長の政治姿勢についてということで3つ質問をさせていただきます。

1番ですけども、安倍内閣が強行しようとしている戦争法案は、米国が世界のどこ
であれ戦争に乗り出せば、自衛隊は戦闘地域で軍事支援をする。戦乱が続く地域で、
自衛隊が武器を使って治安維持活動を行う。そして、集団的自衛権を発動して米国の
無法な戦争に自衛隊が参戦するという憲法破壊の大問題があります。

今から70年前、戦争に敗れた日本はアジアと日本国民に甚大な被害を及ぼしたことを
反省し、憲法前文に政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように
する決意を表記し、憲法9条で戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認をうた
いました。自民党など歴代政府は、憲法を踏みにじて自衛隊を創設し、軍
拡を進め、アフガニスタン報復戦争やイラク侵略戦争などでインド洋やイ
ラクに派兵しましたが、非戦闘地域に派兵す

るとか、武力の行使とは一体化しないなどと言いつけを続けたのも、憲法の制約があったからです。

自衛隊が後方支援の名で弾薬の補給や武器の輸送まで行い、戦闘地域であっても活動ができるようにする安倍政権が進める戦争法案の企ては、そうした制約を取り払い、アメリカが始めた戦争でも自衛隊というものです。文字どおり武力の行使と一体です。憲法9条を完全に踏みにじるものだと言わなければなりません。とりわけ、日本が攻撃されてもいないのに、海外で武力を行使する集団的自衛権の行使は、歴代政府でさえ憲法上許されないとしてきたものです。アメリカが先制攻撃の戦争を起こした場合でも、発動される危険が浮き彫りになっています。安倍政権になった途端、解釈を変え行使を認めるのは、まさに憲法に対するクーデターそのものです。衆院憲法審査会で、野党推薦の参考人だけでなく、与党推薦の参考人からさえ集団的自衛権が許されるという点は憲法違反と批判されたのは当然です。

戦争法案に対する憲法違反との批判に、安倍政権は憲法解釈の変更は政府の裁量の範囲などと強弁しますが、憲法は公務員などの憲法尊重擁護義務(99条)を定め、憲法に反する法律はその効力を有しない(98条)としています。憲法に違反した戦争法案の強行自体、憲法に基づく立憲主義に反したものです。

戦争法案には、国民の8割が納得していません。14日には、法案提出以降、最大規模の2万5,000人が詰めかけ国会包囲行動を実施するなど、全国で反対の集会やデモなど、抗議行動が行われています。憲法学者らが戦争法案の速やかな廃案を求めて、3日に発表した声明への賛同者が、11日、呼びかけにあわせて220人に達しました。また、国内の幅広い分野の研究者でつくる安全保障関連法案に反対する学者の会が、15日、法案は憲法9条に違反するとして廃案を求める声明を発表し、賛同する学者、研究者は2,700人近くに上っています。弁護士会も、日本弁護士連合会を初め、全国の弁護士会が憲法違反を理由に法案反対の決議や声明を発表しており、本法案が憲法違反であることは多くの法律専門家の共通認識となっています。この法案は、戦後日本の歩みを根底から覆す法案であり、絶対に許してはならないと考えます。町長の見解をお尋ねいたします。

2つ目に、戦争法案によって真っ先に犠牲にされるのは未来ある若者です。日本共産党の志位委員長は、国会質問で若者が殺し、殺されかねない危険性を浮き彫りにしながら、若者を戦場に送るわけにはいかないと追及しました。安倍首相は、この追及を受け、これまで行けなかった戦闘地域にまで自衛隊を送り、米軍を支援すること、攻撃されたら武器を使って反撃することを認めました。これは、憲法が禁じた武力行使そのものであり、自衛隊員をさらに苛酷な状況へと追い込むものです。非戦闘地域での活動とされたイラクやインド洋でのこれまでの活動でも、いつ攻撃されるかわからない状況のもとで多くの隊員が心の不調を来し、54人もが帰国後みずから命を断ちました。戦争法案が強行され、戦闘地域でも活動するようになれば、殺し、殺される危険性は格段に高まり、多くの隊員が犠牲になるのは必至です。

自衛隊員が外国の兵士や一般市民を殺すかもしれないという戦後初めての事態が生じる可能性を否定できないのは明らかです。町では、国からの委託金で自衛官募集の広報掲載を行っていますが、町が行う自衛官募集によって入隊する町民の子弟が殺し、殺されかねないというこれまでと全く違う立場に置かれることとなります。募集事務に取り組む町の考えをお尋ねいたします。

3つ目です。昨年の名護市長選挙、名護市議選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙の沖縄4選挙区の全てで米軍普天間基地移設に伴う名護市辺野古への新基地建設の反対の圧倒的民意が示されました。名護市辺野古の米軍新基地建設に反対する有識者や経済人を中心に、新基地建設反対運動を物心両面から支える辺野古基金が設立され、共同代表には映画監督の宮崎駿氏、ジャーナリストの鳥越俊太郎氏、報道写真家の石川文洋氏、俳優の故菅原文太氏の妻の菅原文子氏ら9氏が就任しました。全国からの寄付総額は、当初想定額の3億5千万円に迫っています。また、5月17日には、3万5,000人が全国から集まって「戦

後 70 年 止めよう辺野古新基地建設！沖縄県民大会」が開かれました。辺野古の基地建設撤回を求めるオール沖縄の闘いは急速に全国で広まっています。

ところが、安倍政権は、この沖縄の圧倒的民意である新基地反対の声を聞かずに、前知事が公約を翻し、行った公有水面埋め立て承認を盾に、民意を無視して辺野古新基地建設を粛々と、しゃにむに強行しています。防衛省沖縄防衛局が昨年提出した埋立申請書には、土砂の大半を占める岩ズリの調達先として、沖縄に加え、九州、瀬戸内の 7 地区 13 カ所の砕石場が記載されており、瀬戸内では小豆島も記載されています。島の土砂で沖縄の海を埋め立てることは許せないと考えますが、町長の見解はいかがですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の質問にお答えします。

まず、平和に関連して、小豆島というのは特別な意味のある島であると思っています。ご存じのように、小豆島町から黒島伝治、壺井栄、壺井繁治と、悲惨な戦争の時代、その後の平和国家の歩みの時代に平和を発信してきた日本を代表する作家を同時期に輩出しております。この 3 人の作家について、小豆島町としてもう一度再評価するという取り組みを始めているところでございます。

それから、壺井栄も何度も作品で書いてますけれども、小豆島はオリーブの島ですけれども、オリーブは平和の象徴として世界に通じるものでございます。オリーブの島である小豆島から平和の取り組みをすることは、とても大切なことであると考えております。

前回の議会で鍋谷議員から、戦後 70 年を顧みて平和を考える取り組みを小豆島町としてすべきじゃないかというご提案をいただきましたが、この提案については後ほど答弁しますが、教育委員会において検討をしていただいて、子供たちを念頭に取り組みをしたいと考えております。

集団的自衛権の行使が違憲か合憲かの議論についての質問がありましたが、この問題は国政の場で議論されるべきものと考えておりますので、小豆島町長としての発言は控えさせていただきます。

次に、自衛官の募集に関するご質問ですが、自衛隊法施行令第 119 条の規定で「都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとする」と規定されておりますので、この法律、政令に沿って対応をしたいと考えております。

特に本町は自衛隊の皆様には災害時、昭和 49 年災害には延べ 3,100 人、51 年災害では延べ 3,670 人の隊員が派遣され、懸命の救助活動や住民支援をしていただきました。また、平成 22 年の山林火災では、2 機の大型ヘリコプターによる消火活動により延焼を食い止めることができました。自衛隊のこれらの活動を評価することは大事であると考えております。

7 月に防災訓練を予定しておりますが、小豆島町の防災訓練に善通寺基地からも参加をしていただくことになっております。

3 点目の名護市辺野古への土砂の搬入計画についてですけれども、私自身計画の詳細については何も承知しておりませんし、具体的な内容も何も知りませんので、知らない民間業者の経済活動に関して、この場で小豆島町長での意見を述べることは適当ではないと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 先ほど町長が申しましたように、戦後 70 年における講演会等について、教育委員会としても今、次代を担う子供たちのために何かいいことをというな事で計画しております。

まずは、中学生を対象にいたしまして、中学校 3 年生は修学旅行で長崎の原爆で語り部から十分話を聞いてきて、戦争の悲痛さというのを知っております。1 年生を対象に今考えているのは、壺井栄さんの二十四の瞳の文学から見た平和ということを対象に、今谷岡先生を中心に話を進めている段階でございます。そして、その中に 3 年生が実際に修学旅行で行った体験談、先ほど聞いてきた話なんかを子供たちに、先輩から後輩に伝えるとい

うことも考えています。そして、小学生につきましては、戦争を体験した人たちの話を聞いて、実際に悲惨さということを今から、そういう話の機会をつくっていくということで今計画を進めているところでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 町の教育委員会で平和の問題に取り組んでいただくということは、大変いいことだと思います。

町長に再度お尋ねをいたしますが、町長も当然憲法尊重擁護義務を負っておられるということは確かだと思います。その立場で、今先ほども述べましたように、憲法学者を先頭にした憲法違反の法案だという批判に、政府はまともに答えることができない状況なんです。国民の間でも、今国会で成立させるべきではないという声が8割に上っています。憲法違反のこの法案を強行するのは、立憲主義にも民主主義にも反するものだと思いますが、その点ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私は、大学で憲法のゼミにおりましたんで、それなりに憲法について勉強をしたつもりでございます。憲法には、実にいろんなことが書いてありまして、やっぱり国権の最高機関である国会において国の基本的な事項は定めるといふふうに憲法には書いてありますので、こういう安全保障に関する問題については、国権の最高機関で十分に議論をしていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 6月12日に戦争法案は国策を誤るとして、山崎、亀井、藤井、武村氏、元自民幹部らが反対表明をしております。本当に多くの国民、世論が納得しないままで、数を頼んで一方的に強行採決すれば、大きな禍根を残すということなども言われております。今本当に、保守とかそういうのも関係なくこの法案に対する不安が広がっており、この法案をどうしても廃案にしなければならないという一点で、多くの方が運動をし、力を合わせているということを紹介して、1つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、小規模企業振興基本法に基づく振興策をとということで、景気悪化と円高で経営難が深刻化する中小企業、業者の仕事おこしは、地域経済の活性化のために待ったなしの課題です。昨年6月に成立した小規模企業振興基本法を積極的に活用し、町内中小企業者の活性化策を具体化すべきではないでしょうか。この小規模企業振興基本法は、小規模企業、従業員20人以下、商業サービス業は5人以下ですけれども、その小規模企業が地域経済と雇用確保に大きな役割を果たしていることに着目し、小規模企業を支援する施策を国、地方自治体、支援機関などが連携して実施することを定めた新法で、3つのポイントがあります。

第1が、成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展の重要性を位置づけている点です。第2は、小規模企業を単に個別に支援するにとどまらず、商業集積や産業集積に果たす役割を評価し、面として支援する必要性を述べている点です。第3は、個人事業主や家族経営などの零細企業、従業員5人以下の小企業者に着目し、小規模企業者の9割を占める小企業者は地域経済の主役であると位置づけ、その振興が必要だとしている点です。

しかし、企業者は外部環境の変化に弱いため、国と地方自治体に対し、個々の状況に寄り添った積極的な支援を進めていくとしています。法の第7条では、地方自治体はその区域の自然的、経済的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務規定を設けております。また、昨年10月に閣議決定した小規模企業振興基本計画では、地方公共団体は、小規模企業の振興が地域経済の活性化、地域住民の生活の向上に貢献することを踏まえ、国との連携を図る。あわせて、より地域に密着した立場として基本計画を踏まえ、地域の特性に応じた施策を策定し、効果的、重点的实施を図るとしています。

そこで、この小規模企業振興基本法に基づく本町の振興策の具体化についてお尋ねをいたします。

1つは、中小企業振興基本条例の策定です。県内では、既に丸亀市、高松市、三豊市、観音寺市、善通寺市が策定をしております。本町ではいつごろになるのでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

2つ目は、悉皆調査、これは全数調査の実施です。企業の実態、経営内容、どのような要望があるのかなど、具体的にこのことをつかんでいくこと抜きには有効な振興策はつくれません。この具体化をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後は、産業政策会議を立ち上げることです。ここで有効策を打ち出し、町独自の地域経済政策の基本計画策定を求めますが、いかがでしょうか。

また、地域の仕事おこしによる地域循環型経済政策として、既に全国 628 自治体、県内では 3 市 1 町で実施し、抜群の経済効果を上げている住宅リフォーム助成制度の早期実施を求めます。26 年 3 月議会の答弁で検討するということでしたが、その後どういふ検討をされたのでしょうか。住宅だけでなく、店舗リフォーム等、商店版リフォーム助成制度も行い、成果を上げている自治体もあります。その点も本町で検討できないでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中小企業、小規模事業者の支援についてのご質問をいただきましたが、小規模企業振興基本法に基づくいろんな施策は、小豆島町にとっても有効であると思います。

小豆島町は、古くから醤油、つくだ煮、そうめん等々、小さな食品産業を中心に発展を支えてきていただきましたが、今大変厳しい状況にあるということ認識をしております。いろんな角度から施策はやっているつもりです。例えば、地域振興アドバイザーが個別に企業と相談して、いろんなお悩みとか問題点についてはヒアリングしておりますし、午前中の質問にあったような離島振興法の基による交付金の事業とか、あるいは最近では、かがわ産業支援財団と連携してよろず小豆島サテライトということで毎月経営相談などに応じるとか、いろんなことをやっておりますけれども、そのような施策だけで十分であるとは思っておりません。

中小企業者はいろんな課題を抱えておりますので、今は太田泰弘さんに研究面、技術面での地域振興の鑑定のアドバイザーをやっているという認識をしておりますけれども、もう少し経営面に深い知識、小豆島の企業に深い愛着のあるスタッフを増強するなりして、中小企業者の支援をしたいと思っております。それとか、商工会という組織の中にほとんど全ての業者の方が参加してると思っておりますけれども、必ずしも機能を果たしてないという感もいたしますので、商工会の場を通じていろんなことをこれからやっていきたいと思っております。新たに屋上屋を重ねるような産業政策会議とかいうものを立ち上げて議論をするよりかは、現にある商工会の組織、あるいはいろんな形の私たち自身が個別の企業に出向いて行って、実態調査をしてきめ細かな対策を練り上げることがまずあるべきだろうと思っております。ところでございます。いずれにしても、提案はそのとおりで思っておりますので、計画をつくることは、形よりもまずは中身のある対策を考えて講じていきたいと思っております。

住宅リフォーム制度については、安井議員のご質問に答えたとおりで、来年度からの導入を目指して準備をしているところでありますので、概要が固まった時点でまた議会とも相談させていただきたいと思っております。

商店、店舗型住宅のリフォームについては、やや難しい問題があるやに事務方から聞いておりますけれども、そのことも含めて検討をして、原案がまとまりましたらまた議会と相談させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 実態調査にも取り組むということなんですけれども、例えば全国に先駆けて中小企業振興条例を制定した東京都墨田区では、全事業所調査に取り組んだ自治体職員自身が中小企業、小規模事業者の役割の重要性を実感し、それが区の産業施策を進める上で大きな力になったということです。また、東大阪などでもアンケートなどに取り組んでいます。ぜひ、全事業所の調査というのをさせていただきたいと思っております。

ども、その点はどうなんですか。

商店版リフォーム助成制度ですけれども、今全国から脚光を浴びているのが高崎市のまちなか商店リニューアル助成事業です。少し紹介をさせていただきますけれども、商業の活性化を目的に商売を営んでいる人が、店舗の改装や店舗等で専ら使用する備品の購入などについて、20万円以上の工事につき2分の1を補助する、上限100万円というものだそうです。仕事と資金を地域で循環させ、抜群の経済波及効果を発揮する住宅リフォーム助成にヒントを得て、リフォーム補助金の商店版として創設されたそうです。これも市職員などが直接店舗を訪問して、約300件から経営課題などをヒアリングする中で、店舗の老朽化が浮かび上がって、資金難、後継者難ということで、そういう施策をつくっていったということで、手続も簡単で大変使いやすいということで、市ですから規模がちょっと違いますけれども、13年5月に受け付けを開始して、10日で当初予算の1億円を超えた。その後も補正して、13年度はトータル4億4千万円の補助金が出されましたが、これに対する市内経済効果は10億2,760万円になったと発表をされています。

仕事をおこす、また内需の循環を図る、業者を元気にするという一石三鳥の効果があり、住民も業者も喜び、行政もやりがいを感じる制度だということです。ぜひ住宅リフォーム助成制度とあわせて、この商店リニューアル制度の検討をしていただきたいと思います。お伺いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中小企業、小規模企業の振興の件、それから住宅リフォーム、いずれも小豆島町が元気になる上で必要不可欠であると思っております。私も率先垂範して取り組んでいきたいと思っておりますが、産業支援室長、商工観光課長、それぞれ担当課長からも考え方を説明してもらいます。

○議長（森口久士君） 産業支援室長。

○産業支援室長（城博史君） 私のほうから、町長が申しあげましたように、まずは計画よりは中身のある対策をということで、今できること、何度も議会で申し上げておりますが、企業訪問をし、見えてきた課題に対するセミナーを開催したり、一番最近の対策としては、県下で3市1町にしか設置がされていないよろず支援サテライト、これ現在3月25日から開催をしておるわけでございますが、これ小企業の企業を全て対象にしております。毎月第3火曜日に1日4組まで予約制で受け付けております。これは逆に、8市9町の中で設置されておるところが3市1町しかございません。そういった面で、できる限りこういったよろず支援拠点、これについてはワンストップでいろんな中小企業者、小企業者の悩みとか経営改善、それから新分野への展開、いろんな面での相談に応じるというような取り組みの場でもございますので、こういったものをまずは最大限活用して、町ができることをやっていきたいと。

それから、本来商工会が業務として行うべきマル経融資とか、そういったそのほかの持続化資金、こういったものを商工会が窓口としてやっておると思っておりますので、法にのっとって商工会とも連携をして、今後取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 先ほどの産業支援室長の答弁と重なる部分もあろうかと思っておりますけれども、先ほど町長がご説明しましたように、地域振興アドバイザー、これを23年度から太田氏に委嘱をいたしまして、この4年間で約90社ほどの企業を回っております。こういったところで個別具体的な課題等を見つけて、アドバイスまた支援をしていくことが非常に有効的ではないかと考えております。

また、そういった意見を聞きまして、新たな事業としましては、平成24年度に国内展示会出展補助事業でありますとか、セミナーの参加の補助事業等々も町独自で策定しまして、実施をしておるところでございますので、そういった成果も出てきているのではないかと考えております。

それから、先ほど産業支援室長も申しましたけれども、新たにできましたよろず支援セミナーのサテライト、これも十分に活用していただいて、個々の事業者が率先して課題の解決に向けた取り組みをしていただけたらと思っております。また、商工観光課としてもそれに支援をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどの店舗リフォーム等の商店版リフォームの分についてお答えいたします。

まず、第1点目として、平成26年3月一般質問の再質問におかれましてこの質問をされた議員発言にもありますように、業として融資を受けたりできる立場の方等の違いを履き違えないようにしてくださいという意見を承っております。商店、店舗につきましては、あくまでも業としてなされておるといって今のところ考えておるところが、先発事例の住宅リフォームをやっているところも大体同じ考えで動いておるというのも確認をさせていただいております。

それと、ただし、店舗兼住宅の場合は、住居分については住宅リフォームの中の制度の中で対応させていただこうと考えておりますことから、店舗部分についてのリフォームについては、あくまでも業としてやる以上、他の融資制度等の利用等が可能ではないかと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 先ほど説明にありましたよろず小豆島サテライトを3月からやられてるということですが、具体的にはどういう方が相談に来られて、3月、4月、5月、少し中身を教えていただけたらと思っております。

○議長（森口久士君） 産業支援室長。

○産業支援室長（城博史君） 3月25日から設置をしております。その中では、私が今ご説明できるものとして、企業の経営改善、それから一つの企業の新分野といいますか、新商品の開発に係るご相談、それから空き家等を活用した短期滞在施設をつくる上でのアドバイスを求めたり、あとほかには商品のパッケージデザイン、こういった部分、よろず相談なんで、まずはそこで何でも相談をさせていただいて、その専門家をかがわ産業支援財団のほうでチームを組んでおりますので、無料相談に応じていただけるというものでございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 伺っていると少し、小企業の人というよりももう少し大きい業者が対象になるのかなという感じもするんですけども、リフォームについても業としてされているのは別だということですが、本当にほんまの小企業です、もう家族経営とかという形で借入れも難しいようなところもたくさんあると思うんです。それも含めて実態を十分につかんで、ぜひ検討を進めていただきたいと思っております。

3つ目の質問に移ります。

町政懇談会の成果はということで、以前から町長に実施を求めてきました町政懇談会が4月、5月、全町で開催されました。参加された担当幹部職員の皆さんは連日大変でお疲れだったと思いますが、町民の生の声を聞き、直接やりとりができるよい機会であり、取り組みだったと思っております。

各公民館、自治会の参加者数や出された意見、また参加者の感想など、成果についてお尋ねをいたします。ぜひ定期的に続けていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 4月、5月、12の公民館で町政懇談会を開催させていただきましたが、私自身にとりまして、私の考え方を少しは説明できましたし、町民の皆さんのいろんなご意見も伺うことができたので、とてもいい機会になったと思っております。まだ試行錯誤でありますけれども、今後ともこのような機会は持ちたいと思っております。

ございます。

詳細は担当課長から説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 今回の町政懇談会につきましては、平成 27 年度の主要施策の一つとして塩田町長自らが地域に出向いて、町民の皆様と直接対話する機会を設けて、率直なご意見やご質問等を今後のまちづくりに生かしていくことを目的としたものでございます。

このたびの町政懇談会でございますが、4月 22 日の安田公民館を皮切りに、最後 5 月 29 日の蒲生公民館まで、町内公民館 12 カ所で開催をしております。毎回約 1 時間 30 分から、中には 2 時間を超える地域も数カ所ございましたが、基本的に町長からの指示によりまして、町民の皆様方からのご意見、全て出尽くすまで意見を交わしております。全地域で自治会の役員さんなんかを中心に、延べで約 700 名弱の町民の皆様方にご参加をいただいたところでございます。

それから、どういった意見が出たかということでございますが、やはり町民の一番関心の高い新病院に関する事、それから新病院開院に伴う交通問題、それから一番身近な有害鳥獣対策などの生活に密接にかかわる問題などさまざまなご意見承ったところでございます。

町政懇談会は、町民の皆様生のダイレクトな声を聞いて、実現可能な施策については実行に移すことができるのが一つのメリットであるとも考えております。そうした意味から、いただいた貴重なご意見の一つとして、現在進めてございます各公民館と内海庁舎、池田庁舎の 14 カ所にご意見箱的なものの設置に向けて準備を進めておるところでございます。

この町政懇談会、それからご意見箱など、町民の皆様生の声を幅広く吸い上げて町政に反映させることは、町民の皆様自身が町政に参加をして、自分たちの住む地域に誇りと自信を取り戻す、まさに地方創生の基本理念でございますので、今後このような機会を設けるに当たりましては、一人でも多くの町民の皆様にご参加いただけますよう周知に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 1つだけ、やっぱり周知が十分でなかった点があったのじゃないかと、知らない人もいましたし、放送はされたんですけども、その辺をちょっと今後の課題として、やはり多くの方に知らせていくということを受けていただいて、町民の声を施策に生かしていただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 08 分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~

日程第 5 報告第 4 号 平成 26 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（森口久士君） 日程第 5、報告第 4 号平成 26 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第 4 号平成 26 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの 3 月定例会で議決いただきました平成 26 年度小豆島町一般会計予算の

繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものであります。

内容につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 報告第4号平成26年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

上程議案集の1ページをお願いいたします。

この件につきましては、平成27年第1回定例会最終日におきまして繰越明許のご可決を賜りました21事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳につきましては、2ページ、3ページの平成26年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

繰越理由につきましては、第1回定例会でもご説明申し上げたとおり、地方創生先行型交付金を初めとする国の補正予算による年度末近くでの追加配分、あるいは関係機関や地元との協議調整などに不測の日数を要したため、年度内完了が見込めなくなったものでございますが、第1回定例会以降、翌年度繰越額に変更を生じた事業のみ簡単にご説明させていただきます。

まず、1款総務費、1項総務管理費の一番下、馬木地区緊急避難場所等整備事業につきましては、繰越額が5,365万4千円で、特定財源として2,688万7千円の国庫補助金と、既収入分を含めました合併特例債2,540万4千円を予定しております。本事業につきましては、第1回定例会におきまして翌年度繰越額5,377万3千円を計上いたしておりましたが、予定よりわずかながら事業が進捗したため、繰越額は11万9千円の減となっております。

次に、同じく4款衛生費、3項病院費の中段、公立病院再編整備事業の新病院用地購入事業分につきましては、繰越額992万7千円で、全額一般財源でございます。この事業は、院内保育所も含めました新病院用地の購入でございます。第1回定例会におきまして6筆分の用地買収費として5,881万6千円の翌年度繰越額を計上しておりましたが、買収手続がスムーズに進捗いたしました。予定の6筆のうち5筆が年度内までに登記が完了いたしましたので、繰越額が4,888万9千円の大幅な減となったものでございます。

以上の2つの事業以外は、翌年度繰越額並びに繰越理由の変更はございません。以上、簡単ではございますが、報告にかえさせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第5号 専決処分報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

○議長（森口久士君） 日程第6、報告第5号専決処分報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第5号専決処分報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当室長から説明させます。

○議長（森口久士君） 収納対策室長。

○収納対策室長（立花英雄君） 報告第3号専決処分報告についてご説明を申し上げます。

お手元の議案集の3-3ページをお開きください。

平成27年6月10日専決、小豆島町専決処分第8号でございます。

収納対策室から支払いを求める請求を行ったものの、納付が履行されず、納付意識が極

めて低いと判断したもので、土庄簡易裁判所書記官宛てに債権の支払いを求めた支払い督促を申し立てたものでございます。

債務者であります

につきましては、町営改良住宅使用料 20 万 3,500 円を滞納しているものであり、平成 27 年 6 月 1 日に支払い督促を申し立てたところ、同年 6 月 10 日に分納納付に応じる旨の督促異議申し立てが債務者両名から土庄簡易裁判所へ提出されました。よって、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えのあったものとみなされ、通常訴訟に移行したものでございます。

以上のことは、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたします専決処分を行ったものでございます。以上、報告を申し上げます。

○議長（森口久士君） 以上で報告第 5 号を終わります。

~~~~~

日程第 7 議案第 4 3 号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第 8 議案第 4 4 号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（森口久士君） 次、日程第 7、議案第 43 号及び日程第 8、議案第 44 号専決処分の承認については、関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 43 号及び議案第 44 号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方税法の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されるに伴い、小豆島町税条例及び小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行い、同条第 3 項の規定により議員の皆様のご承認をいたどころとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明をしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第 7、議案第 43 号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（立花英雄君） それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例等の一部を改正する条例につきまして新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集の 5 ページをお願いいたします。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の一部規定が平成 28 年 1 月 1 日に施行されることによる改正です。

このマイナンバー関連の改正をまとめますと、納付書や納入書、各種申請書、各種申告書等にはマイナンバーを記載するように改正したものですので、説明については省略させていただきます。また、法改正による改正や条ずれ、項ずれの条文の説明も省略させていただきます。町民の皆さんに影響のある事項についての説明になりますので、ご了承お願いいたします。

最初に、18 ページをお願いします。

附則第 9 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 9 条の 2 までは、いわゆるふるさと納税についての改正でございます。寄付金控除を受ける場合、確定申告をしなければ控除を受けられませんでした。確定申告を本来必要としない給与所得者や寄付を行う場合でもワンストップで控除を受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されたことによる改正でございます。

通常確定申告を行わない給与所得者は、寄付を行う際、個人住民税課税市町村に対する寄付の控除申請を寄付先の都道府県または市町村が寄付者にかわって要請できることにな

りました。要請を受けた寄付者の都道府県または市町村は、控除に必要な事項を寄付者の個人住民税を課税する市町村に通知をいたします。このことにより、確定申告をしなくても確定申告をした場合と同額の控除を受けられるようになります。平成 27 年 4 月 1 日以降の寄付金についての適用となり、平成 28 年度以降の住民税から適用をされます。

少し飛んで 23 ページでございます。

附則 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項でございます。固定資産税の評価がえは 3 年ごとに行い、平成 27 年度が基準年度となっています。本来評価額は 3 年間固定されますが、昨今の土地情勢により、価格が下落した土地については毎年下落修正を行うこととされているもので、基準年度のずれによる改正でございます。

次に、27 ページをお願いします。

附則第 16 条でございます。軽自動車税の税率の特例の改正でございます。

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい車について、平成 28 年度分の軽自動車税の税率を軽減する、いわゆるグリーン化特例が講じられたことによる改正でございます。

第 1 項は、電気自動車及び天然ガス自動車の税率です。

下の表をご覧ください。真ん中の数字がこれまでの標準税率で、右側が 28 年度の特例税率となります。上から車種と金額を申し上げます。三輪が「3,900 円」が「千円」に、下、乗用の営業用が「6,900 円」が「1,800 円」に、乗用の自家用が「1 万 800 円」が「2,700 円」に、貨物の営業用が「3,800 円」が「千円」に、貨物の自家用が「5 千円」が「1,300 円」に軽減されます。おおむね 75%の軽減となります。

第 2 項は、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ平成 17 年排出ガス基準値よりも 75%以上窒素酸化物等の排出量の少ないもののうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準より 20%以上燃費効率のよいものについて、貨物のものについては平成 27 年度燃費基準より 35%以上燃費性能のよいものについての特例です。おおむね 50%の軽減になります。車種は同じですので、表の読み上げは省略させていただきます。

次に、第 3 項でございます。2 項と排出ガス基準は同基準で、燃費基準が違うものでございます。乗用のものについては、平成 32 年度燃費基準を満たすもの、貨物のものについては平成 27 年度燃費基準より 15%以上燃費性能のよいものについての特例税率です。おおむね 25%の軽減となります。28 ページに表がございます。読み上げは省略させていただきます。

次に、附則第 16 条の 2 についてでございます。

これは、旧三級品のたばこ税に係る税率を定めておいたものですが、段階的に廃止することになりましたので、削除しております。ちなみに旧三級たばこ品とは、わかば、エコー、ゴールドンバット、しんせい、バイオレット、ウルマの 6 銘柄でございます。

削除と関連がありますので、33 ページをお願いいたします。

一番最後です、附則第 5 条の第 1 項でございます。

町たばこ税に関する経過措置で、平成 28 年 4 月 1 日前に課したたばこ税については、現行の 1,000 本当たり 2,495 円の税率を適用することになっています。

めくっていただきます。

34 ページ、第 2 項第 1 号、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までは 1,000 本につき 2,925 円、2 号では、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円、第 3 号では、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4 千円、このように段階的に引き上げが実施されます。

以下、34 ページから 38 ページまで続く第 3 項から第 14 項までの事項は、この引き上げによる改正となっておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

申しわけございませんが、29 ページに戻っていただきます。

次に、第 2 条の小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するに説明を移ります。

第16条は、平成26年9月定例議会で議決いただき、三輪以上の軽自動車に係る重課について規定しておりました。今回改正があるグリーン化特例とあわせた条文に改正するものでございます。

第1項は、初年度登録月から起算して14年を経過した月の属する年度以降については、重課となる規定でございます。第2項は、先ほど説明させていただいたおおむね75%の軽減となる電気自動車等の規定でございます。

めくって30ページでございます。

3項は、おおむね50%軽減となるガソリン車の規定でございます。4項は、おおむね25%の軽減となるガソリン車の規定でございます。

31ページの附則第1条及び第4条につきましてですが、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用されるとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、運用期間が1年間延長されたことに伴う改正です。27年度実施予定でしたが、1年延びたこととなります。

次に、第6条、軽自動車税のグリーン化特例が新条例の附則の第16条に新設されたことに伴う改正です。

最後に、32ページ、附則の第1条、施行期日について説明させていただきます。

この条例は平成27年4月1日から施行しますが、第1号の軽自動車税に係る税について適用とされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率については公布の日、公布の日というのは27年3月31日でございます。第2号の所得税の改正に係るものは平成28年1月1日、第3号の法人税の改正とたばこ税の改正については平成28年4月1日、第4項のマイナンバーの制度に係るものは平成28年1月1日となります。以上簡単ではございますが、小豆島町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお祈いします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第8、議案第44号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第44号小豆島町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の40、41ページをお開き願います。

第1条は、小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げる一方で、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるものでございます。詳細は新旧対照表により説明させていただきます。

条文の第2条は、国民健康保険税の課税限度額の増額となります。第2項では、基礎課



税額の限度額 51 万円を 1 万円増額して 52 万円にするものでございます。同条第 3 項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 16 万円を 1 万円増額して 17 万円に、また同条第 4 項では、介護納付金課税額の上限額 14 万円を 2 万円増額して 16 万円にするものでございます。これらの 3 つの改正により、国民健康保険税全体の上限額は 81 万円から 4 万円増の 85 万円になります。

続きまして、第 23 条は、国民健康保険税の減額についての改正になります。

第 1 項は、先ほどご説明いたしました第 2 条の 2 項、3 項及び 4 項の改正に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の額を変更するもので、それぞれ 52 万円、17 万円、16 万円を限度とするものでございます。第 2 号は、5 割軽減の対象となる者で、所得の算定におきまして被保険者の数に乗ずるべき金額を 1 人につき 24 万 5 千円であったものを 26 万円に引き上げることとしたものでございます。

42 ページをお開き願います。

第 3 号は、2 割軽減の対象となる者で、先ほどの第 2 号と同様、所得の算定におきまして被保険者の乗ずるべき金額を 1 人につき 45 万円であったものを 47 万円に増額したものでございます。いずれも軽減の対象となる所得額を増額することで、軽減対象者の拡大を図るものでございます。

続きまして、第 2 条は、小豆島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

43 から 44 ページをご覧ください。

改正後の附則にあります第 2 条の附則第 11 項の改正規定につきましては、平成 28 年 1 月から国債、地方債、外国国債、公募公社債、投資信託など、特定公社債等の利子、譲渡損益が分離課税の対象になったことから、施行期日を平成 28 年 1 月 1 日と改正するものです。

附則としまして、施行期日を平成 27 年 4 月 1 日とし、適用区分として改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は平成 27 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1 番大川議員。

○1 番（大川新也君） 特別この一部改正には関係ないかもわからんが、この中に載っているのかと思いましたが、先日、私健康保険証の交換をなさいというふうなことで文書が来まして、国民健康保険の退職者どうかこうとかというふうなことで、町のほうに保険証を持ってきて退職、何か保険制度が変わるんかどうか、そのあたりの意味がわからんですけど、どういうふうなことで、この条例の改正の中には全然入ってないんですけど、特別関係ないかもわからんのじゃけど、そこら辺はどんなになっとんのですかね、6 月中に保険証を持って役場まで来てくださいます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 保険証の期日の関係かと思われま。この今回の改正とは関係はございません。詳細はまた担当にはつきり確認して、お返事させていただきます。

○議長（森口久士君） 1 番大川議員。

○1 番（大川新也君） 期日は、4 月 1 日で新しいのにかえましたよ。ほでまた、私が調べたところ 65 歳までの国民健康保険、勤められた方を対象に国民健康保険退職者何とかというふうな保険証にかわりました。負担は国民健康保険で、今までは丸々保険税の中の負担でしたが、退職者費用のほうの負担を半分やると、行うというふうな説明には、私が調べた範囲ではありました。しかし、町から来た健康づくり福祉のほうやと思えますけど、内容が全然そういうようなことを詳しく書いてないんですよ。え、これどういうことなんかって、今日この改正があるから、この中にずっとあるのかなと思うて、先日から探

しよんですけど、全然なかったです。今の説明でもそういうようなことがなかったんで、  
ということは、退職、企業のほうからもある程度の負担を受けるのであれば、町の国保財  
政は少し助かるというような考え方できるんじゃないかなというふうに私は思ってたんです  
けど、じゃないんですかね。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 申しわけございません、今私が知り得る範囲でお  
答えできませんので、詳しくは調べて早急に大川議員のほうにお答えしたいと思います。

（1 番大川新也君「お願いします」と呼ぶ）

○議長（森口久士君） 11 番鍋谷議員。

○1 1 番（鍋谷真由美君） この改正で最高限度額が 81 万円から 85 万円に上がるという  
ことですが、その人数がわかれば。それと、軽減世帯は増えるということなんですけ  
ど、その世帯数も教えてください。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 最高限度額の引き上げで対象となる世帯ですけど、  
一応 7 世帯となっております。影響額は約 19 万円です。また、5 割、2 割軽減の対象世  
帯ですが、5 割軽減は 28 世帯増加で 417 世帯に、2 割軽減の世帯は 1 世帯増加するのみ  
で 340 世帯になるということです。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 44 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号専決処分の承認につ  
いては原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 45 号 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第 9、議案第 45 号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関
する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 45 号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部
を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

一般の家庭から排出されるごみを収集する指定袋に特大規格 90 リットルを追加しよう
とするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申
し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第 45 号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条
例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

上程議案集の 45 ページをお開きください。

本案は、指定袋の大、中、小に加えまして、特大の規格を新たに設けようとするに当た
り、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、別表 1 中に規定します指定袋に関する手数料の

額に特大袋 10 枚当たりの額を新たに追加しようとするものでございます。

新旧対照表右側の第 15 条で規定いたします別表 1、ここに家庭から排出される燃やせるごみ及び燃やせないごみで町長が定める収集方法によるもの、すなわち指定袋のことなんでしょうけれども、ここにあります大、中、小に加えまして、特大袋 10 枚につき 800 円の字句を追加させていただきます。

今回の特大袋の導入につきましては、これまで小豆郡内のごみの収集方法の均衡について議会からご指示いただいております、既に土庄町では特大袋が導入されていること、大型ごみ戸別収集方式への変更に係ります自治会への説明の際、複数の自治会で特大袋の導入のご要望をいただいたことなどから、比較的買い換えが容易となりました布団などの大型布製品の排出機会の拡大を主な目的に、可燃用指定袋に特大の規格を設けようとするものでございます。

ただし、土庄町と同様の特大袋では 90 リットルの容量がございまして、通常可燃のごみを投入した場合には 13 キロを超える重量が見込まれますし、不燃のごみにありますは、これをさらに超える重量物が排出される可能性があります。したがって、まず可燃用指定袋を導入した後に、現行収集体制における回収作業の課題を観察し、検討した後に、不燃用指定袋の特大規格の導入を検討していきたいと考えております。

また、土庄町では、事業所のごみを直営で回収いたしておりますが、事業系一般廃棄物の収集を許可事業者の収集に切りかえる方針で検討を進めておりますことから、小豆郡内の特大袋のニーズの変化についても観察したいと考えております。これら指定袋の種類、規格に関しましては、小豆島町指定袋のごみ袋取り扱いに関する要綱に規定するところがございます、本条例案とあわせて改正を予定いたしております。

次に、手数料の設定につきましては、20 リットル当たりの手数料を 10 円、10 リットルごとに 10 円を加算する取り扱いといたしております、現在それぞれ小袋 20 リットルを 10 円、中袋 30 リットルを 20 円、大袋 40 リットルを 30 円といたしておりますので、特大袋 90 リットルにつきましては、1 枚当たり 80 円という設定をいたしました。実際には、包装単位を 10 枚としておりますので、住民の皆様には 800 円でご購入いただくことになります。

なお、今回の特大袋の規格追加にあわせまして、指定袋の表示事項についても変更を予定しております、より親しみやすいキャラクターの掲載とか、事業系一般廃棄物の混在抑止のために家庭用の文言を新たに追加するなど、表示事項の変更を予定いたしております。以上で簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案の審査報告は、6 月 18 日の本会議をお願いいたします。

~~~~~

日程第 10 議案第 46 号 小豆島町道路線の変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第 10、議案第 46 号小豆島町道路線の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 46 号小豆島町道路線の変更について提案理由のご説明を

申し上げます。

新内海ダム建設に伴い造成された道路を今回新たに町道として管理するため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 議案第46号小豆島町道路線の変更について説明を申し上げます。

上程議案集の47ページをお願いいたします。

今回道路線の変更を行おうとしてご審議していただく路線は2路線ございます。ともに道路線の路線、終点、地番変更に伴い、延長増となります。

まず1つ目の路線は、二級町道で、路線番号12002番で、路線名は内海ダム線でございます。道路起点は高橋旅館前の交差点付近で、起点の神懸通字成瀬甲500番地2地先で、地番変更はございません。路線終点地番が、今回神懸通字柴中甲1763番地10地先から神懸通字門原甲1664番地1に変更し、路線延長が約642メートルから762メートルの延長増の1,404メートルとなる予定でございます。

2つ目の路線は、その他の町道で、路線番号14063番で、路線名は内海ダム東線でございます。路線起点は、別当川の御狩橋下流約45メートル付近で、起点の神懸通字門原甲1709番地-2地先の地番変更はございません。路線終点地番が、神懸通字柴中甲1748番地-2地先から神懸通字柴中甲1716番地1地先に変更とし、路線延長が147メートルから約179メートルの延長増の326メートルとなる予定でございます。

ページ49ページの総括図をご覧ください。それと、本日配付させていただきました内海ダム線と内海ダム東線の詳細の平面図もあわせてご覧いただきたいと思っております。

1つ目の路線終点の変更を行う内海ダム線は、内海ダム再開発事業に伴い、県営事業で実施いたしましたつけかえ道路及び旧県道寒霞溪公園線の区間でございます。今回の変更により、内海ダム線と県道寒霞溪公園線が接続され、新設変更区間約762メートルのうち、新規整備区間398メートルにつきましては、幅員4メートルで整備されております。また、旧県道区間364メートルは2車線プラス2メートルの歩道付きの道路となっております。

次に、2つ目の路線終点変更を行う内海ダム東線も内海ダム再開発事業に伴い、地元要望を受け、県営事業で実施いたしました新設つけかえ道路区間で179メートルあり、幅員は5メートルとなっております。

この2路線の変更区間の供用を開始することにより、近隣住民の利便性向上やダム下の柴中公園へのアクセス道路としての機能が図られるとともに、町道認定基準にも適合いたしておりますことから、町道として管理を行おうと考えております。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上で議案第46号小豆島町道路線の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 内海ダム東線の今回の延長、これより反対側の方向のこの位置は今現在何ですか、町道ではないですね。これは、どういうふうな扱いになるかをちょっと確認したいんですけど、東側です、わかりますか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） この総括図で実線がついて波線に入ってる分は、西へ向かって東のほうへつながっている道路のことかと思っております。こちらのほうは、農道として農林事業のほうで整備いたしましたもので、農道という形での農林水産課のほうの管轄の道路としてつながっていったらというふうにご理解いただけたらと思っております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案の審査報告は、6 月 18 日の本会議をお願いいたします。

~~~~~

日程第 11 議案第 47 号 池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約について

○議長（森口久士君） 次、日程第 11、議案第 47 号池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 47 号池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

老朽化した池田小学校スクールバスの更新に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 議案第 47 号池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の 50 ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 の契約の目的は、池田小学校スクールバス更新事業の物品購入契約です。2 の契約の方法は、指名競争入札による契約、3 の契約金額は、1,255 万 682 円となっております。4 の契約の相手は、小豆島町安田甲 144 番地 144、株式会社星城モータース、代表取締役増田博でございます。

提案理由は、現在使用している池田小学校蒲生線のスクールバスは、平成 10 年 3 月に購入したものであり、17 年が経過するため、新たなスクールバスを購入を目的に、池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約を締結しようとするものでございます。

根拠法令につきましては、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で、財産の取得の場合は予定価格 700 万円以上となっております。

ページをめぐって、51 ページをお願いいたします。

池田小学校スクールバスの概要書になります。1 の備品名、購入車両は日野自動車株式会社メルファ 9 デラックスで、2 の数量は 1 台です。3 の乗車定員は運転手を含めて 45 人乗りで、4 の契約金額は 1,255 万 682 円となっております。この落札業者は、先ほど申し上げましたが、株式会社星城モータースで、6 の納期は平成 28 年 1 月 22 日となっております。7 の入札業者は、株式会社池田モータース、株式会社星城モータース、小豆島マツダ株式会社の 3 社となっております。8 の主な装備につきましては、アクセルインターロックから小豆島町指定塗装まで記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9 番安井議員。

○9 番（安井信之君） それぞれ 3 社の入札価格、それと最近スクールバスなりを学校統

合によって何台か買っておりますが、その分で順番制があるような感じはないか、その辺お伺いしておきます。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 入札金額ですけれども、税抜き金額となりますので、申し上げます。

星城モーターズが1,162万8千円、小豆島マツダが1,167万1,470円、池田モーターズが1,163万9,470円となっております。この金額から重量税分を抜いて、その残りに消費税を掛けた金額が契約金額となっております。

落札業者のほうですけれども、今回は星城モーターズで、昨年度は小豆島マツダは覚えておりますけど、おとし以前については確認をしないと業者名はわかりませんので、また改めて調べてご報告いたします。

○議長（森口久士君） 4番松下議員。

○4番（松下 智君） 今の9番議員と多少意味合いが重なるかもわかりませんが、ちょっと後学のために教えていただきたいのは、入札業者は3社、町内では自動車業者は何社もあると思うんですけど、古い話では業者選定なしに入札をしておいた時代があったと思うんですけど、3社というのはみんなに声をかけて3社になったのか、それとも何か契約要綱か何かで決まりがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 今回の3社につきましては、指名委員会におきましてこの3社を指名して入札をしております。細かい条件につきましては指名委員会のほうになるかと思うんですけど、この3社については、自社で分解整備ができる資格を取っていることで、俗に認定工場です、よそに出さなくても自社で車検の全てが完了できる、この2点の要件を満たした3社を指名ということで聞いております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかにありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 蒲生線のスクールバスですけど、これ今対象の生徒数は何人おるんですか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 蒲生が10人、西蒲生17、東蒲生15ですので、42名です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

（1番大川新也君「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。7番藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 直接関係ないんですけど、先日スクールバスの運転手が携帯を持ちながら、しゃべりながら走るんを見たんで、その辺十分注意するようお願いします。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） もう言語道断のことだと思いますし、確認して厳重に指導してまいります。

○議長（森口久士君） ほかに質疑。8番森議員。

○8番（森 崇君） 車が増えてきています。普通会社であればちょっとチェックされるというか、出勤してアルコールインターロックとかいろいろあるんですけど、そのチェックというか、それはどないしょんでしょうか、運転手のことです。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 現在、町のスクールバスは、小学校、中学校合わせて11台ございます。そのうち4台はかんかけタクシーに委託ということで、こちらの方はかんかけタクシーのほうできちんとしてもらっていると思います。7台のほうは町の正規の運転手が1名、嘱託の運転手が6名ということで、それぞれの滞り場所は内海の小豆島中学校のこの給食センターに3名、イマージュセンターのほうに4名が常時待機ということで、そこを拠点に各学校と地区を登下校の送迎をいたしております。

点検につきましては、朝の登校時が、出勤時間は各職員違いますけど、大体6時半過ぎということで始業点検を行って、7時前にそれぞれの拠点を出て、所定の地区の登校の時間に合わせて運行をしていくという状況でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） 出勤したらどこかに電話入れて、今来ましたよと、どこそこへ行きますよとかいうのはチェックされないんでしょうか、どの課がしますか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） その件につきましては、先ほど言いました内海地区で3名、池田地区で4名ということで、その4名の中で出勤確認で、その時間は教育委員会のほうは7時前なんで出勤しておりませんので、その時点で委員会のほうに報告は上がっておりません。運転手のほうで確認ということになります。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第48号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第48号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第48号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴い、香川県から交付される市町広域連携事業支援補助金を新たに小豆地区広域連携事業基金として設置し、これを活用した圏域事業を実施するため、小豆地区広域行政事務組合規約を変更するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 議案第48号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の52ページをお願いいたします。

変更内容を新旧対照表に沿ってご説明いたします。

1点目は、第3条の組合の共同処理する事務のうち、第12号でございます。平成4年と5年の2カ年で基金として積み立てました小豆地区ふるさと市町村圏基金につきまして、さきの12月定例会でご議決をいただきましたように廃止をし、財産出資者であるそれぞれの町と香川県に返還することとしたものでございます。

しかしながら、提案理由のほうで説明がなされましたように、香川県からこの1億円の

返還につきまして、新たに市町広域連携事業支援補助金として小豆広域に交付されたことによりまして、こちらの新旧対照表にありますように、小豆地区広域連携事業基金として活用しようとするものでございます。

活用する事業につきましては、アからオまで、これはふるさと市町村圏基金と同様でございますが、カといたしまして地域医療の確保及び地域を守り育てる活動に関する事業を加えたものでございます。

53 ページをお願いいたします。

第4章のふるさと市町村圏基金の規定は削除をされております。

第5章の組合の経費につきましては、章番号の繰り上げ、条番号の繰り上げを行っております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 今回広域のほうでやる部分で、今まで広域のほうではこの分の利子部分を果実としていろんな事業をやっていたと思いますが、今回はどういうふうな方向で、果実といってもちょっと少な過ぎるのかなというふうな部分がありますので、その辺どういうふうにご考慮されるのか。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 今回の1億円につきましては、議員ご指摘のとおり金額も小さいということで、元本活用型で、随時必要に応じて取り崩して活用するという形式を考えております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第49号 平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議案第49号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第49号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は5,821万8千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費2,380万2千円、農林水産業費954万円、商工費1,075万円、土木費904万6千円、教育費500万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第49号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集55ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ

5,821万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億6,421万8千円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。

58ページの第2表地方債補正をご覧ください。

国庫補助金の内示によりまして、橋梁長寿命化事業及び内海総合運動公園再整備事業の事業費がそれぞれ増額となりましたので、その財源として橋梁長寿命化事業については過疎対策事業債を90万円、内海総合運動公園再整備事業については辺地対策事業債を300万円それぞれ増額するものでございます。

続きまして、補正予算の概要をご説明申し上げます。

別冊の補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2項6目1節道路橋梁費補助金87万5千円、3節都市計画費補助金173万4千円につきましては、補助金の内示により、それぞれの事業の補助金が増額となったものでございます。

15款県支出金、2項4目1節農業費補助金328万9千円につきましては、町内の事業者から防風施設1件、鳥獣害防護柵2件、オイル充填機整備1件、計4件のオリーブ生産拡大総合支援事業の要望がございまして、採択の見込みとなったため、県補助金を増額計上するものでございます。同じく、3節水産業費補助金585万円につきましては、海洋環境と漁場の保全のため、漂流漂着ごみ及び底びき禁止区域の堆積ごみの回収事業を内海、池田の両漁協に委託して実施することとなりましたので、その財源となる補助金の計上でございます。補助率については、国95%、県2.5%の計97.5%が補助金として交付されるものでございます。実施時期は、ノリの養殖場に影響のない夏場を予定しております。

同じく、7目3節社会教育費補助金100万円につきましては、合併10周年記念事業として計画しております黒島伝治、壺井栄、壺井繁治の再評価の一環といたしまして、黒島伝治トークイベントを開催いたします。また、小豆島へ移住しておられる著名な装丁家の平野甲賀氏の移住後の作品を中心とした作品展示やワークショップの開催を予定しております。これらに対する2分の1の単独県費補助金の計上でございます。

同じく、15款3項5目3節小学校費委託金20万円につきましては、かねて申請をいたしておりました道徳教育地域支援委託事業の研究推進校として安田小学校が内定を受けたため、県からの委託金を計上するものでございます。

17款寄付金、1項の寄付金でございますが、1目1節一般寄付金500万円、5目6節教育総務費寄付金500万円、7目1節総務管理費寄付金1千万円につきましては、町内企業からそれぞれ1件の寄付がございましたので、これを受け入れるものでございます。

18款繰入金、1項4目1節地域振興基金繰入金216万円につきましては、合併10周年記念として昔の8ミリフィルムをデジタル映像として編集制作する事業の財源として、同じく13目1節文化財保護育成基金繰入金26万4千円につきましては、町指定の天然記念物でございます湯船山の社叢にあつて、既に幹だけの状態で枯れる可能性が高い杉の大木を伐採する事業の財源として、それぞれ基金繰り入れを行うものでございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,644万6千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項1目3節雑入250万円は、苗羽自治会の太鼓台改修に対して一般財団法人自治総合センターより、コミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

歳入の最後になりますが、21款1項5目1節道路橋梁債90万円、同じく4節都市計画債300万円につきましては、地方債補正のところでご説明したとおりでございます。以上、歳入の補正額合計は5,821万8千円でございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項5目会計管理費100万8千円でございます。これは、お亡くなりになった町税滞納者名義の土地について、相続人が相続放棄をされたため、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てまして、当該土地の清算により債権回収を行うものでございます。22節補償補填及び賠償金にあらかじめ家庭裁判所が定めた予納金100万円を計上いたしますとともに、12節役務費では手続に係る通信運搬費等として8千円を計上するものでございます。なお、当該土地の清算によりまして、町税の滞納分と今回計上した予納金が町に返ってくるという仕組みでございます。

次に、2款1項7目企画費1,787万4千円でございます。8節報償費から18節備品購入費までのうち、13節委託料の説明欄2を除く部分の計500万円は、新たな取り組みに対して町内企業から500万円の寄付がございましたので、瀬戸内国際芸術祭2016、これのキックオフイベントが先日6月12日に行われまして、これから本格的な準備が始まっていくということで、瀬戸芸の準備経費として計上させていただいております。13節委託料のうち、説明欄2の映像記録保存事業委託料の75万円は、昨年度に別の事業で撮影いたしました動画に一部今年度の新規作成分を加えまして、合併10周年記念事業の一つとして寒霞溪、農村歌舞伎、秋祭りの動画をそれぞれ編集するための委託料でございます。19節負担金補助及び交付金の説明欄1は、苗羽地区の太鼓台修繕に対する自治総合センターからのコミュニティ助成金250万円を町の会計を経由して苗羽自治会に支出するもの、説明欄2は、劇団ままごとの演劇「わが星」の小豆島公演開催に対しまして、町内企業から500万円の寄付がございましたので、同公演に対する助成金として計上するものでございます。25節積立金は、町内企業からスポーツ振興に対する500万円の寄付がございましたので、後ほど教育費の補正予算に出てまいりますけれども、緊急に必要となりました少年野球の西日本大会への出場助成を除きます462万4千円をふるさとづくり基金に積み立てまして、今後のスポーツ振興に活用しようとするものでございます。

次に、10目自治振興費、19節の負担金補助及び交付金500万円ですが、今回の補正で受け入れました一般寄付金500万円を、寄付者のご意向に沿って小豆島高校を支える会に支出するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、12目オリーブ生産費349万円でございますけれども、歳入のところで申し上げたとおり、オリーブ生産拡大総合支援事業に対して4事業者から要望がございましたので、当初予算との差額分349万円を増額計上するものでございます。

9ページの下段から次のページにかけましての6款3項水産業費、1目水産業振興費605万円につきましては、これも歳入で触れましたけれども、国、県の補助を活用いたしまして、漂流漂着ごみ及び底びき禁止区域の堆積ごみの回収事業に要する経費を計上したものでございます。11節需用費には事務費として5万円を、13節委託料には内海、池田両漁協への回収事業委託料600万円をそれぞれ計上しております。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金900万円でございます。これは、昨年度中に一般財団法人岬の分教場保存会から200万円、一般財団法人小豆島オリーブ公園から700万円の寄付がございましたので、従前どおり両財団が管理運営する施設の今後の整備等の資金とするため、寄付相当額をそれぞれ基金に積み立てるものでございます。

次に、5目オリーブ振興費、19節負担金補助及び交付金175万円でございます。これは農林水産省の2分の1補助を受けて、オリーブを用いた健康長寿の島づくり推進協議会が事業主体となって実施するモデル事業の補助残部分に関する助成でございます。例年どおり町が補助しているものでございます。

次に、8目土木費、2項2目道路橋梁維持費134万7千円でございます。これも歳入のところで申し上げましたが、国庫補助金の内示に沿いまして、13節委託料を279万9千円の増額、15節工事請負費を145万2千円の減額とするものでございます。なお、あわせまして、過疎対策事業債の活用による財源更正も行ったところでございます。

次に、4項2目港湾建設費300万円につきましては、草壁港周辺の周遊性の確保、また

瀬戸内国際芸術祭における来島者の増加を踏まえまして、草壁港に公衆トイレを建設するための測量設計委託料を計上したものでございます。

次に、6項4目公園管理費469万9千円でございます。これも歳入のところで触れましたとおり、国からの内示によりまして、国庫補助金が増額となりましたので、それに伴いまして13節、15節、それぞれ増額計上するものでございます。なお、あわせて辺地対策事業債の活用による財源更正も行ったところでございます。

次に、10款教育費、2項2目教育振興費20万円でございます。これも安田小学校が研究推進校として内定を受けました道徳教育地域支援委託事業の実施経費として、9節旅費、11節需用費にそれぞれ必要額を計上したものでございます。財源は100%県からの委託金でございます。

ページ下段から次のページにかけましての5項7目文化財保護費26万4千円につきましては、町指定天然記念物であります湯船山の社叢の枯れる可能性が高くなった杉の大木、こちらを伐採する事業について、小豆島町文化財補助金交付要綱に基づいて、事業主体の浄土寺に対して事業費の2分の1を助成するものでございます。

同じく、8目芸術振興費416万円でございます。8節報償費から12節役務費までの計200万円につきましては、7月28日開催予定の黒島伝治トークイベント、9月下旬から開催予定の装丁家平野甲賀氏の作品展示を中心とした展覧会、「文字に文字」展の開催経費などを各節に計上したものでございます。なお、財源は県のアートワークショップ事業費補助金100万円を活用するものでございます。13節委託料216万円につきましては、合併10周年事業の一つとして小豆島の風景や、昔の生活を撮影した8ミリフィルムをもとにデジタルビデオを制作いたしまして、町内で上映会の開催とか、あるいは後世に残すといった取り組みのため、その制作委託料を計上したものでございます。

最後に、6項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金の37万6千円でございます。これは、少年野球の池田ファイターズが7月31日から福岡県久留米市で開催される西日本学童軟式野球大会に出場が決まりましたので、町内企業からのスポーツ振興に対する寄付金の一部を活用いたしまして、選手と指導者分の旅費相当額を助成するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は5,821万8千円でございます。

これで一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 12ページの草壁の公衆トイレですが、私が一般質問で言いましたように、言うたら子供のベッド、おむつがえじゃなくて、身障者も使えるようなベッドが欲しいというふうな要望もありますんで、観光地の目玉というふうな形、小豆島の宣伝というふうな形になってくると思いますので、その辺の検討をしていただきたいと思いたすが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 安井議員のご指摘を踏まえまして、検討させていただきたいと思いたす。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） ちょっと教えてほしいんですけど、10周年の取り組みということで幾つか言われたかと思うんですけど、全体でどういうふうな取り組みを考えておられるのか。ことは9周年かと思うんですけど、ちょっとことし10周年でしたか、そうなんですか。ちょっとお願いします。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） ことしで、年がかわりまして3月21日で10周年になるということでございます。これまでの旧内海町、池田町からの歩みでありますとか、小豆島が輩出した偉人、文化人、こういった方の再評価をするとともに、この記憶とか小豆島の文化を残していくという趣旨でございまして、黒島伝治、壺井栄、壺井繁治といった非

常に有名な、著名な文学人の再評価を進めようという取り組みですとか、いろんな映像を過去の映像から今日の映像まで残して、観光PRを初め、地元の方に記憶として残していくといったような取り組みを進めたいと考えております。今現在は以上のような感じですが、今後9月補正、12月補正で議員の皆さん方のご意見も聞きながら、追加するものがあれば追加して、できるだけ小豆島の財産になるような取り組みにしたいというふうに考えております。

それと、合併10周年の記念式典も当然どこかでやらせていただくという予定でおります。

○議長（森口久士君） ほかに質疑は。8番森議員。

○8番（森 崇君） さっき言うた草壁のトイレなんですけど、掃除というか、きれいにせないかんで、誰が管理されるのか聞きたい。

それともう一つは、12ページなんですけど、総合運動公園、これ以前に質問したことあったんですけど、これも誰が管理して、随分でこぼこだったですね、いいんですけど、どうしていくのか決意を聞きたいと思います。どうしていくのか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 草壁のトイレにつきましては、坂手等にもありますように、港湾施設として今回整備しますもので、町のほうで直接管理していくという形を考えております。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） グラウンドの整備につきましては、現在はもう特にしてないというか、利用者にお任せしてるとこなんですけども、再度高額なお金をかけて黒土を入れますので、適切な管理方法をよく研究した上で、特に中学校の部活なんかは毎日使っておりますので、その辺の中学校とかと連携を密にして大事に使っていこうと思っております。周りの除草作業等につきましては、従来からシルバー人材センターに委託しておりますので、その辺については従来どおりやっていこうと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） 土庄の野球場というのは、グラウンドキーパーがおったらきれいだったんですけど、それも置く予算も要るんやと思うんですけど、そんな計画をせんと、子供がけがしたら大変だと思うんですけど、その辺はどんなんですか、グラウンドキーパー。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 森議員さんおっしゃるように、当然グラウンドキーパーというか、常設の管理人を置くのにこしたことはないと思います。その辺は近くにB&Gの体育館に職員もおりますので、その辺も含めてちょっと教育委員会のほうで検討させていただいたらいと思います。

○議長（森口久士君） ほかにありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 10ページの企画費の中で、先ほど説明の中に町内寄付者が500万円というなのが、歳入のときの寄付がありました、この一般寄付金がこの500万円になってますが、これを使うというふうなことなんです。それは、この一般寄付者は、このワークショップ等のこういうふうな関係に使ってくださいというふうな指定があったのかどうかの確認と、14ページのワークショップ等の講師謝礼で96万円、これ結構大きな金額だと思うんですけど、謝礼だけで96万円、どういうふうな内訳で支払いをするのか、そのあたりを確認したいと思います。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） まず、私のほうからは企画費に関する部分についてご説明をさせていただきたいと思います。

企画費に関する部分で、瀬戸芸の準備経費として計上させていただいております500万円につきましては、寄付金のところで、6ページで申しますと、総務管理費寄付金の1千

万円の地域振興寄付金、このうちの500万円でございます。この内容ですけれども、瀬戸芸のキックオフイベントが先日行われまして、おおむね作家等も、小豆島の作家については今まだまだ決まってないところも多いんですけども、一部発表されたということで、これから本格的に準備が進んでくるということで、今回9月補正を待てないといったようなことで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 芸術振興費の報酬でございますが、まず96万円のうちの50万円は、この中でディレクターといいますか、平野さんという方をお願いをいたしております。これは黒島伝治のイベント、「文字に文字」展のイベント、2つのイベントを考えておりますけども、そのイベントだけではなくて、トータルで壺井栄さん、黒島伝治さん、壺井繁治さんの、その3人のこれから検証をしていく、研究していく事業をトータルでお願いする平野さんに50万円という人件費を見ております。

それから、「文字に文字」展という平野甲賀さんという装丁作家の方がおいでます。その装丁作家の方なんですけども、特に装丁というのが本の表紙をつくるだけなんですけど、その方が特に文字に固執してつくられる方なので、同じような文字のデザインの方を2人、鳥海さんという方と岡澤さんという方をお呼びするような予定にしております。それと平野甲賀さんと、それぞれの方に10万円ずつ、30万円の報酬を出す予定にしております。

それから、そのときに関連のイベントでミュージシャンをちょっとお呼びするようになってまして、それが約2名お呼びする予定でございますが、それに各3万円ずつお出しするような予定で計画をいたしております。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） これはどこでするんですか。いつするんですか。そのあたりも全然わからないですし、ミュージシャンを呼んで謝礼を出すというふうなこともいいことかもわかりませんが、ちょっと金額的に何か結構大きな金額ですね。そのあたり、平野甲賀さん、何か神懸通に住んでるらしいですけど、そんな有名な方かわからんですけど、結構こういうふうな謝礼がかなり大きく取り扱われると思うんですけど、そのあたりはいいんですかね。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 今の具体的なイベントとしては、今言う黒島伝治さんのトークイベント、それが7月29日に開催する予定で準備をいたしております。それから、「文字に文字」展につきましては、9月の末から10月にかけて、醤油会館で開催する予定にいたしております。

費用でございますけど、平野甲賀さん、なかなかこちらではお名前通ってないかもわかりませんが、装丁作家で既に数千冊の本の表紙つくってる方でございます。それで、皆さんが知ってる方でありまして、例えば椎名誠さんとかご存じだと思うんですが、椎名誠さんの表紙なんかはもう全てこの方がつくってるような方で、装丁の世界では日本の中で指折りの方ということでございますので、その方とか、その知り合いの文字、フォント作家に来ていただくということで、なかなか小豆島の中で本格的なそういう日本有数の作家の方に来ていただくことがないと思いますので、こういう機会に醤油会館で展示会なりしていただいて、地元の中学生、小学生なんかにも十分参加していただいたり、いろんな各種の、その期間中にワークショップなんかをしていただいて、ほんまもんというか、トップクラスのそういう装丁作家、デザインをする方に触れていただくということで、金額的には、実際にこれ移住してきた中でいろいろお話ししてこのお値段でしていただいておりますが、一からやればもう非常に、こんな値段ではできない事業やと思いますので、十分に費用対効果というか、出るもんだと認識しております。以上です。

○議長（森口久士君） 13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 1社で2千万円のご寄付をいただいたということ、これはまことに結構なことやと思いますし、こういう大口寄付者が出てくることをさらに希望してお

りますけど、この寄付についてのいきさつですけど、向こうから自主的にこういう寄付をしたいという申し出があったのか、こっちからこういうことで使えるからどうだろうかという働きかけをしたのか、そこら辺のいきさつについてお話しできればしていただいたらと思います。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 事業者からの申し出でございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 49 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 14 発議第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（森口久士君） 次、日程第 14、発議第 3 号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。9 番安井議員。

○9 番（安井信之君） 発議第 3 号手話言語法制定を求める意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第 13 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。平成 27 年 6 月 17 日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議會議員安井信之。賛成者、同谷康男。

手話言語法制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であるとの明記がされている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011 年 8 月に設立した改正障害者基本法では、全ての障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同法第 22 条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本町議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を見につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。平成 27 年 6 月 17 日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房

長官、総務大臣。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
発議第3号は原案どおり採決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号手話言語法制定を求める意見書の提出については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第15 請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対を
する意見書の提出を求める請願

○議長（森口久士君） 次、日程第15、請願第1号日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対をする意見書の提出を求める請願については、小豆島町議会会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することになっておりますので、お手元に配付の請願文書表により、総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、請願第1号の審査報告はあす6月18日本会議にお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回はあす6月18日木曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、6月10日の議会運営委員会で決定しましたとおり、午後2時に開会いたします。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後3時38分